

**【表紙】**

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2025年11月20日提出
【計算期間】	第1期中(自 2025年2月28日至 2025年8月27日)
【ファンド名】	三井住友D S・バランスファンド(保守コース) 三井住友D S・バランスファンド(安定コース) 三井住友D S・バランスファンド(標準コース) 三井住友D S・バランスファンド(成長コース) 三井住友D S・バランスファンド(積極コース)
【発行者名】	三井住友D Sアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 荻原 亘
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門一丁目17番1号
【事務連絡者氏名】	小林 雅子
【連絡場所】	東京都港区虎ノ門一丁目17番1号
【電話番号】	03-6205-0911
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 1【ファンドの運用状況】

## (1)【投資状況】

## 三井住友DS・バランスファンド（保守コース）

2025年9月30日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	53,284,946	99.56
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	235,359	0.44
合計（純資産総額）		53,520,305	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じ。

## 三井住友DS・バランスファンド（安定コース）

2025年9月30日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	57,151,473	99.26
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	427,495	0.74
合計（純資産総額）		57,578,968	100.00

## 三井住友DS・バランスファンド（標準コース）

2025年9月30日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	67,525,365	99.04
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	655,936	0.96
合計（純資産総額）		68,181,301	100.00

## 三井住友DS・バランスファンド（成長コース）

2025年9月30日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	79,112,997	98.94
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	850,303	1.06
合計（純資産総額）		79,963,300	100.00

## 三井住友DS・バランスファンド（積極コース）

2025年9月30日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	106,212,218	99.04

現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	1,027,046	0.96
合計(純資産総額)		107,239,264	100.00

## (2) 【運用実績】

## 【純資産の推移】

## 三井住友DS・バランスファンド(保守コース)

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
2025年 2月末日	49,802,390	-	9,960	-
3月末日	51,728,657	-	9,869	-
4月末日	51,717,164	-	9,878	-
5月末日	51,887,276	-	9,925	-
6月末日	52,370,955	-	10,030	-
7月末日	52,667,791	-	10,084	-
8月末日	53,003,288	-	10,135	-
9月末日	53,520,305	-	10,219	-

(注) 各月末日の数字は最終営業日のものです。

## 三井住友DS・バランスファンド(安定コース)

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
2025年 2月末日	49,557,399	-	9,911	-
3月末日	50,601,609	-	9,781	-
4月末日	50,189,283	-	9,637	-
5月末日	51,894,441	-	9,922	-
6月末日	53,293,057	-	10,162	-
7月末日	55,056,504	-	10,429	-
8月末日	56,038,586	-	10,534	-
9月末日	57,578,968	-	10,733	-

(注) 各月末日の数字は最終営業日のものです。

## 三井住友DS・バランスファンド(標準コース)

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
2025年 2月末日	49,397,270	-	9,879	-
3月末日	54,472,546	-	9,716	-
4月末日	53,676,765	-	9,471	-
5月末日	55,422,164	-	9,908	-

6月末日	57,804,078	-	10,228	-
7月末日	60,597,195	-	10,627	-
8月末日	65,062,052	-	10,763	-
9月末日	68,181,301	-	11,036	-

(注) 各月末日の数字は最終営業日のものです。

#### 三井住友DS・バランスファンド(成長コース)

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
2025年 2月末日	49,282,659	-	9,857	-
3月末日	54,313,049	-	9,657	-
4月末日	54,094,155	-	9,323	-
5月末日	58,803,461	-	9,868	-
6月末日	64,069,513	-	10,247	-
7月末日	71,674,511	-	10,742	-
8月末日	74,429,184	-	10,901	-
9月末日	79,963,300	-	11,239	-

(注) 各月末日の数字は最終営業日のものです。

#### 三井住友DS・バランスファンド(積極コース)

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
2025年 2月末日	49,345,467	-	9,869	-
3月末日	66,729,606	-	9,530	-
4月末日	68,737,187	-	9,142	-
5月末日	78,492,059	-	9,782	-
6月末日	84,023,273	-	10,227	-
7月末日	94,265,384	-	10,770	-
8月末日	100,469,902	-	10,862	-
9月末日	107,239,264	-	11,268	-

(注) 各月末日の数字は最終営業日のものです。

#### 【分配の推移】

#### 三井住友DS・バランスファンド(保守コース)

該当事項はありません。

#### 三井住友DS・バランスファンド(安定コース)

該当事項はありません。

## 三井住友D S・バランスファンド(標準コース)

該当事項はありません。

## 三井住友D S・バランスファンド(成長コース)

該当事項はありません。

## 三井住友D S・バランスファンド(積極コース)

該当事項はありません。

## 【収益率の推移】

## 三井住友D S・バランスファンド(保守コース)

	収益率(%)
第1期(中間期)	1.2

(注) 収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

## 三井住友D S・バランスファンド(安定コース)

	収益率(%)
第1期(中間期)	5.3

(注) 収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

## 三井住友D S・バランスファンド(標準コース)

	収益率(%)
第1期(中間期)	7.6

(注) 収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

## 三井住友D S・バランスファンド(成長コース)

	収益率(%)
第1期(中間期)	9.0

(注) 収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

## 三井住友D S・バランスファンド(積極コース)

	収益率(%)
第1期(中間期)	8.6

(注) 収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

(参考)

(1) 投資状況

国内株式インデックス・マザーファンド(B号)

2025年9月30日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	日本	443,110,873,060	98.45
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	6,959,655,927	1.55
合計(純資産総額)		450,070,528,987	100.00

その他以下の取引を行っております。

種類	買建/ 売建	国/地域	時価合計(円)	投資比率 (%)
株価指数先物取引	買建	日本	6,910,200,000	1.54
合計	買建	-	6,910,200,000	1.54

外国株式インデックス・マザーファンド

2025年9月30日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	アメリカ	805,639,243,107	71.64
	イギリス	40,217,503,559	3.58
	カナダ	39,042,800,874	3.47
	スイス	28,790,665,092	2.56
	ドイツ	27,758,925,209	2.47
	フランス	27,641,001,688	2.46
	アイルランド	19,572,838,078	1.74
	オランダ	19,099,904,557	1.70
	オーストラリア	17,269,246,689	1.54
	スペイン	9,815,337,073	0.87
	スウェーデン	8,647,228,846	0.77
	イタリア	7,846,958,269	0.70
	デンマーク	5,399,444,304	0.48
	香港	4,291,770,788	0.38
	シンガポール	3,565,608,114	0.32
	フィンランド	3,053,070,355	0.27
	イスラエル	3,001,503,396	0.27
	ベルギー	2,344,368,082	0.21
	ルクセンブルグ	2,232,645,087	0.20
	ケイマン諸島	2,225,044,442	0.20
ジャージー	2,001,699,210	0.18	
ノルウェー	1,722,577,311	0.15	
リベリア	1,228,017,790	0.11	

	バミューダ	1,181,680,580	0.11
	オランダ領キュ ラソー	799,397,375	0.07
	ニュージーラン ド	767,976,394	0.07
	オーストリア	631,389,383	0.06
	ポルトガル	547,419,319	0.05
	パナマ	440,858,691	0.04
	マン島	125,446,947	0.01
	小計	1,086,901,570,609	96.65
新株予約権証券	カナダ	-	0.00
投資証券	アメリカ	15,664,495,909	1.39
	オーストラリア	1,587,697,951	0.14
	フランス	445,805,016	0.04
	シンガポール	259,748,034	0.02
	イギリス	220,016,872	0.02
	香港	183,321,450	0.02
	ケイマン諸島	95,134,637	0.01
	小計	18,456,219,869	1.64
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	19,174,461,131	1.71
合計（純資産総額）		1,124,532,251,609	100.00

その他以下の取引を行っております。

種類	買建/ 売建	国/地域	時価合計（円）	投資比率 （％）
株価指数先物取引	買建	イギリス	767,023,707	0.07
株価指数先物取引	買建	ドイツ	2,701,493,480	0.24
株価指数先物取引	買建	アメリカ	16,291,945,844	1.45
株価指数先物取引	買建	オーストラリア	544,146,037	0.05
合計	買建	-	20,304,609,068	1.81

種類	買建/ 売建	国/地域	時価合計（円）	投資比率 （％）
為替予約取引	買建	-	2,562,216,345	0.23

エマージング株式インデックス・マザーファンド

2025年9月30日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 （円）	投資比率 （％）
株式	ケイマン諸島	13,835,456,335	18.43
	台湾	13,466,194,971	17.94
	インド	10,841,392,994	14.44
	韓国	7,794,594,302	10.38
	中国	4,763,885,819	6.35
	ブラジル	2,455,132,894	3.27
	南アフリカ	2,140,209,019	2.85
	メキシコ	1,085,419,718	1.45
	マレーシア	834,374,964	1.11

	インドネシア	810,851,297	1.08
	タイ	729,290,426	0.97
	ポーランド	655,159,853	0.87
	香港	548,221,464	0.73
	ギリシャ	406,204,897	0.54
	トルコ	323,894,392	0.43
	チリ	314,316,314	0.42
	イギリス	293,837,289	0.39
	フィリピン	274,753,200	0.37
	バミューダ	271,243,250	0.36
	アメリカ	199,467,284	0.27
	ハンガリー	198,002,904	0.26
	スイス	156,728,264	0.21
	チェコ	104,046,761	0.14
	コロンビア	90,738,105	0.12
	ルクセンブルグ	88,044,163	0.12
	オランダ	72,529,765	0.10
	エジプト	49,677,327	0.07
	ペルー	29,209,827	0.04
	シンガポール	13,497,171	0.02
	小計	62,846,374,969	83.73
投資信託受益証券	香港	2,807,875,095	3.74
投資証券	アメリカ	4,327,592,972	5.77
	メキシコ	318,346,813	0.42
	ブラジル	107,585,187	0.14
	小計	4,753,524,972	6.33
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	4,654,821,844	6.20
合計(純資産総額)		75,062,596,880	100.00

その他以下の取引を行っております。

種類	買建/ 売建	国/地域	時価合計(円)	投資比率 (%)
株価指数先物取引	買建	アメリカ	4,731,672,150	6.30
合計	買建	-	4,731,672,150	6.30

種類	買建/ 売建	国/地域	時価合計(円)	投資比率 (%)
為替予約取引	買建	-	115,486,012	0.15

Jリート・インデックス・マザーファンド

2025年9月30日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資証券	日本	27,398,793,000	98.73
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	353,352,582	1.27
合計(純資産総額)		27,752,145,582	100.00

その他以下の取引を行っております。

種類	買建 / 売建	国 / 地域	時価合計（円）	投資比率（％）
リート指数先物取引	買建	日本	38,250,000	0.14
合計	買建	-	38,250,000	0.14

## 外国リート・インデックス・マザーファンド

2025年9月30日現在

資産の種類	国 / 地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資証券	アメリカ	38,859,920,597	76.95
	オーストラリア	3,918,918,445	7.76
	イギリス	2,016,058,898	3.99
	シンガポール	1,648,811,466	3.26
	フランス	1,118,572,807	2.21
	カナダ	642,293,970	1.27
	ベルギー	544,423,315	1.08
	香港	508,694,515	1.01
	スペイン	266,743,433	0.53
	韓国	104,209,098	0.21
	オランダ	87,045,354	0.17
	イスラエル	84,124,412	0.17
	ニュージーランド	62,374,825	0.12
	ガーンジー	42,792,244	0.08
	アイルランド	16,663,907	0.03
	ドイツ	14,754,619	0.03
イタリア	4,631,564	0.01	
小計		49,941,033,469	98.89
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	562,033,866	1.11
合計（純資産総額）		50,503,067,335	100.00

その他以下の取引を行っております。

種類	買建 / 売建	国 / 地域	時価合計（円）	投資比率（％）
為替予約取引	買建	-	132,255,691	0.26
為替予約取引	売建	-	33,408,755	0.07

## 国内債券パッシブ・マザーファンド

2025年9月30日現在

資産の種類	国 / 地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	日本	104,360,929,750	78.66
地方債証券	日本	9,740,385,700	7.34
特殊債券	日本	8,943,483,496	6.74
社債券	日本	8,789,682,300	6.63
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	838,425,896	0.63
合計（純資産総額）		132,672,907,142	100.00

## ヘッジ付き外国債券パッシブ・マザーファンド

2025年9月30日現在

資産の種類	国 / 地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
国債証券	アメリカ	16,807,419,067	45.64
	中国	4,164,356,404	11.31
	フランス	2,719,186,883	7.38
	イタリア	2,504,352,412	6.80
	ドイツ	2,139,293,285	5.81
	イギリス	2,063,855,009	5.60
	スペイン	1,632,253,212	4.43
	カナダ	722,373,465	1.96
	ベルギー	556,142,927	1.51
	オーストラリア	469,515,269	1.28
	オランダ	464,027,931	1.26
	オーストリア	410,090,129	1.11
	シンガポール	328,426,648	0.89
	メキシコ	312,878,957	0.85
	ポーランド	245,634,121	0.67
	ポルトガル	204,398,688	0.56
	フィンランド	192,596,927	0.52
	アイルランド	165,100,926	0.45
	イスラエル	137,193,925	0.37
	ニュージーランド	106,558,812	0.29
	デンマーク	80,598,126	0.22
スウェーデン	67,416,493	0.18	
ノルウェー	58,685,199	0.16	
小計		36,552,354,815	99.26
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	271,489,829	0.74
合計（純資産総額）		36,823,844,644	100.00

その他以下の取引を行っております。

種類	買建 / 売建	国 / 地域	時価合計（円）	投資比率 (%)
為替予約取引	買建	-	152,349,609	0.41
為替予約取引	売建	-	36,847,956,525	100.07

## 外国債券パッシブ・マザーファンド

2025年9月30日現在

資産の種類	国 / 地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
国債証券	アメリカ	95,493,530,324	45.30
	中国	23,627,509,939	11.21
	フランス	15,440,058,016	7.32
	イタリア	14,209,396,046	6.74
	ドイツ	12,156,176,488	5.77

イギリス	11,711,015,806	5.56	
スペイン	9,247,321,051	4.39	
カナダ	4,142,783,229	1.97	
ベルギー	3,164,349,461	1.50	
オーストラリア	2,674,743,834	1.27	
オランダ	2,617,299,160	1.24	
オーストリア	2,362,008,009	1.12	
メキシコ	1,802,629,391	0.86	
ポーランド	1,391,065,389	0.66	
ポルトガル	1,215,737,998	0.58	
フィンランド	1,108,838,781	0.53	
マレーシア	1,040,631,984	0.49	
アイルランド	891,807,958	0.42	
シンガポール	844,648,064	0.40	
イスラエル	770,292,026	0.37	
ニュージーランド	615,406,357	0.29	
デンマーク	468,420,109	0.22	
スウェーデン	391,943,671	0.19	
ノルウェー	342,296,769	0.16	
小計	207,729,909,860	98.54	
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	3,067,606,752	1.46
合計(純資産総額)		210,797,516,612	100.00

## 米ドル建て新興国債インデックス・マザーファンド

2025年9月30日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
国債証券	トルコ	1,378,498,976	10.29
	メキシコ	1,156,420,486	8.64
	サウジアラビア	1,128,900,316	8.43
	ポーランド	932,987,635	6.97
	コロンビア	786,648,273	5.87
	ハンガリー	761,062,947	5.68
	ブラジル	754,667,509	5.64
	チリ	735,080,707	5.49
	アラブ首長国連邦	713,040,214	5.32
	ドミニカ共和国	493,483,603	3.68
	南アフリカ	371,078,189	2.77
	ペルー	362,864,479	2.71
	パナマ	268,011,542	2.00
	インドネシア	250,796,101	1.87
	オマーン	226,132,045	1.69
	ウクライナ	210,831,945	1.57
	中国	195,857,297	1.46

	ウルグアイ	162,742,216	1.22
	ヴェネズエラ	140,944,696	1.05
	ナイジェリア	132,756,891	0.99
	フィリピン	112,455,912	0.84
	エジプト	101,779,132	0.76
	バーレーン	77,553,080	0.58
	小計	11,454,594,191	85.53
社債券	ルクセンブルグ	151,433,292	1.13
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	1,785,850,617	13.34
合計(純資産総額)		13,391,878,100	100.00

## 2【設定及び解約の実績】

## 三井住友DS・バランスファンド(保守コース)

	設定口数(口)	解約口数(口)
第1期(中間期)	55,224,062	2,933,219

(注)本邦外における設定および解約の実績はありません。

## 三井住友DS・バランスファンド(安定コース)

	設定口数(口)	解約口数(口)
第1期(中間期)	64,255,494	11,089,219

(注)本邦外における設定および解約の実績はありません。

## 三井住友DS・バランスファンド(標準コース)

	設定口数(口)	解約口数(口)
第1期(中間期)	61,224,360	1,876,114

(注)本邦外における設定および解約の実績はありません。

## 三井住友DS・バランスファンド(成長コース)

	設定口数(口)	解約口数(口)
第1期(中間期)	68,904,051	727,973

(注)本邦外における設定および解約の実績はありません。

## 三井住友DS・バランスファンド(積極コース)

	設定口数(口)	解約口数(口)
第1期(中間期)	106,730,118	9,656,997

(注)本邦外における設定および解約の実績はありません。

### 3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第284条、第307条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。  
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期中間計算期間(2025年2月28日から2025年8月27日まで)の中間財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により中間監査を受けております。

## 【三井住友D S ・バランスファンド（保守コース）】

## （ 1 ）【中間貸借対照表】

（単位：円）

		第1期中間計算期間 (2025年 8月27日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託		2,568
コール・ローン		363,934
親投資信託受益証券		52,686,264
流動資産合計		53,052,766
資産合計		53,052,766
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬		7,009
未払委託者報酬		118,397
その他未払費用		1,221
流動負債合計		126,627
負債合計		126,627
純資産の部		
元本等		
元本		52,290,843
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）		635,296
（分配準備積立金）		-
元本等合計		52,926,139
純資産合計		52,926,139
負債純資産合計		53,052,766

## （ 2 ） 【 中間損益及び剰余金計算書 】

（ 単位：円 ）

	第1期中間計算期間 自 2025年 2月28日 至 2025年 8月27日
<b>営業収益</b>	
受取利息	610
有価証券売買等損益	782,264
営業収益合計	782,874
<b>営業費用</b>	
受託者報酬	7,009
委託者報酬	118,397
その他費用	1,221
営業費用合計	126,627
営業利益又は営業損失（ ）	656,247
経常利益又は経常損失（ ）	656,247
中間純利益又は中間純損失（ ）	656,247
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	23,541
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	2,243
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	2,243
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	46,735
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	46,735
分配金	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	635,296

## (3)【中間注記表】

## (重要な会計方針の注記)

項目	第1期中間計算期間 自 2025年2月28日 至 2025年8月27日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>

## (中間貸借対照表に関する注記)

項目	第1期中間計算期間 (2025年8月27日現在)
1. 当中間計算期間の末日における受益権の総数	52,290,843口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.0121円 (1万口当たりの純資産額10,121円)

## (中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の時価等に関する事項

項目	第1期中間計算期間 (2025年8月27日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券(親投資信託受益証券) 「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引) デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。
----------------------------	--

## (デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

## (その他の注記)

項 目	第1期中間計算期間 (2025年8月27日現在)
期首元本額	50,000,000円
期中追加設定元本額	5,224,062円
期中一部解約元本額	2,933,219円

## 【三井住友D S ・バランスファンド(安定コース)】

## ( 1 ) 【中間貸借対照表】

(単位:円)

		第1期中間計算期間 (2025年 8月27日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託		3,713
コール・ローン		526,069
親投資信託受益証券		55,558,376
流動資産合計		56,088,158
資産合計		56,088,158
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬		7,037
未払委託者報酬		118,939
その他未払費用		1,184
流動負債合計		127,160
負債合計		127,160
純資産の部		
元本等		
元本		53,166,275
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金( )		2,794,723
(分配準備積立金)		-
元本等合計		55,960,998
純資産合計		55,960,998
負債純資産合計		56,088,158

## （ 2 ） 【 中間損益及び剰余金計算書 】

（ 単位：円 ）

	第1期中間計算期間 自 2025年 2月28日 至 2025年 8月27日
<b>営業収益</b>	
受取利息	836
有価証券売買等損益	2,876,376
営業収益合計	2,877,212
<b>営業費用</b>	
受託者報酬	7,037
委託者報酬	118,939
その他費用	1,184
営業費用合計	127,160
営業利益又は営業損失（ ）	2,750,052
経常利益又は経常損失（ ）	2,750,052
中間純利益又は中間純損失（ ）	2,750,052
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	233,584
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	42,488
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	42,488
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	231,401
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	231,401
分配金	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	2,794,723

## (3)【中間注記表】

## (重要な会計方針の注記)

項 目	第1期中間計算期間 自 2025年2月28日 至 2025年8月27日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>

## (中間貸借対照表に関する注記)

項 目	第1期中間計算期間 (2025年8月27日現在)
1. 当中間計算期間の末日における受益権の総数	53,166,275口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.0526円 (1万口当たりの純資産額10,526円)

## (中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の時価等に関する事項

項 目	第1期中間計算期間 (2025年8月27日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券(親投資信託受益証券) 「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引) デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。
----------------------------	---

## (デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

## (その他の注記)

項 目	第1期中間計算期間 (2025年8月27日現在)
期首元本額	50,000,000円
期中追加設定元本額	14,255,494円
期中一部解約元本額	11,089,219円

## 【三井住友D S ・ バランスファンド(標準コース)】

## ( 1 ) 【中間貸借対照表】

(単位:円)

		第1期中間計算期間 (2025年 8月27日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託		4,674
コール・ローン		662,265
親投資信託受益証券		63,313,272
流動資産合計		63,980,211
資産合計		63,980,211
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬		7,544
未払委託者報酬		127,364
その他未払費用		1,274
流動負債合計		136,182
負債合計		136,182
純資産の部		
元本等		
元本		59,348,246
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金( )		4,495,783
(分配準備積立金)		-
元本等合計		63,844,029
純資産合計		63,844,029
負債純資産合計		63,980,211

## （ 2 ） 【 中間損益及び剰余金計算書 】

（ 単位：円 ）

	第1期中間計算期間 自 2025年 2月28日 至 2025年 8月27日
<b>営業収益</b>	
受取利息	964
有価証券売買等損益	4,556,272
営業収益合計	4,557,236
<b>営業費用</b>	
受託者報酬	7,544
委託者報酬	127,364
その他費用	1,274
営業費用合計	136,182
営業利益又は営業損失（ ）	4,421,054
経常利益又は経常損失（ ）	4,421,054
中間純利益又は中間純損失（ ）	4,421,054
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	10,771
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	85,500
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	3,856
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	81,644
剰余金減少額又は欠損金増加額	-
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-
分配金	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	4,495,783

## (3)【中間注記表】

## (重要な会計方針の注記)

項 目	第1期中間計算期間 自 2025年2月28日 至 2025年8月27日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>

## (中間貸借対照表に関する注記)

項 目	第1期中間計算期間 (2025年8月27日現在)
1. 当中間計算期間の末日における受益権の総数	59,348,246口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.0758円 (1万口当たりの純資産額10,758円)

## (中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の時価等に関する事項

項 目	第1期中間計算期間 (2025年8月27日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券(親投資信託受益証券) 「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引) デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。
----------------------------	--

## (デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

## (その他の注記)

項 目	第1期中間計算期間 (2025年8月27日現在)
期首元本額	50,000,000円
期中追加設定元本額	11,224,360円
期中一部解約元本額	1,876,114円

## 【三井住友D S ・ バランスファンド（成長コース）】

## （ 1 ） 【中間貸借対照表】

（単位：円）

		第1期中間計算期間 (2025年 8月27日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託		5,943
コール・ローン		842,101
親投資信託受益証券		73,585,330
流動資産合計		74,433,374
資産合計		74,433,374
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬		8,165
未払委託者報酬		137,693
その他未払費用		1,379
流動負債合計		147,237
負債合計		147,237
純資産の部		
元本等		
元本		68,176,078
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）		6,110,059
（分配準備積立金）		-
元本等合計		74,286,137
純資産合計		74,286,137
負債純資産合計		74,433,374

## （ 2 ） 【 中間損益及び剰余金計算書 】

（ 単位：円 ）

	第1期中間計算期間 自 2025年 2月28日 至 2025年 8月27日
<b>営業収益</b>	
受取利息	1,337
有価証券売買等損益	6,321,330
営業収益合計	6,322,667
<b>営業費用</b>	
受託者報酬	8,165
委託者報酬	137,693
その他費用	1,379
営業費用合計	147,237
営業利益又は営業損失（ ）	6,175,430
経常利益又は経常損失（ ）	6,175,430
中間純利益又は中間純損失（ ）	6,175,430
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	33,993
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,916
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,916
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	33,294
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	33,294
分配金	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	6,110,059

## (3)【中間注記表】

## (重要な会計方針の注記)

項 目	第1期中間計算期間 自 2025年2月28日 至 2025年8月27日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>

## (中間貸借対照表に関する注記)

項 目	第1期中間計算期間 (2025年8月27日現在)
1. 当中間計算期間の末日における受益権の総数	68,176,078口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.0896円 (1万口当たりの純資産額10,896円)

## (中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の時価等に関する事項

項 目	第1期中間計算期間 (2025年8月27日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券(親投資信託受益証券) 「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引) デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。
----------------------------	--

## (デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

## (その他の注記)

項 目	第1期中間計算期間 (2025年8月27日現在)
期首元本額	50,000,000円
期中追加設定元本額	18,904,051円
期中一部解約元本額	727,973円

## 【三井住友D S ・バランスファンド(積極コース)】

## ( 1 ) 【中間貸借対照表】

(単位:円)

	第1期中間計算期間 (2025年 8月27日現在)
<b>資産の部</b>	
流動資産	
金銭信託	9,862
コール・ローン	1,397,415
親投資信託受益証券	104,162,648
流動資産合計	105,569,925
資産合計	105,569,925
<b>負債の部</b>	
流動負債	
未払解約金	108
未払受託者報酬	10,530
未払委託者報酬	177,594
その他未払費用	1,819
流動負債合計	190,051
負債合計	190,051
<b>純資産の部</b>	
元本等	
元本	97,073,121
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金( )	8,306,753
(分配準備積立金)	-
元本等合計	105,379,874
純資産合計	105,379,874
負債純資産合計	105,569,925

## （ 2 ） 【 中間損益及び剰余金計算書 】

（ 単位：円 ）

	第1期中間計算期間 自 2025年 2月28日 至 2025年 8月27日
<b>営業収益</b>	
受取利息	2,139
有価証券売買等損益	9,050,782
営業収益合計	9,052,921
<b>営業費用</b>	
受託者報酬	10,530
委託者報酬	177,594
その他費用	1,819
営業費用合計	189,943
営業利益又は営業損失（ ）	8,862,978
経常利益又は経常損失（ ）	8,862,978
中間純利益又は中間純損失（ ）	8,862,978
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	4,859
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	163,382
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	163,382
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	724,466
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	724,466
分配金	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	8,306,753

## (3)【中間注記表】

## (重要な会計方針の注記)

項 目	第1期中間計算期間 自 2025年2月28日 至 2025年8月27日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>

## (中間貸借対照表に関する注記)

項 目	第1期中間計算期間 (2025年8月27日現在)
1. 当中間計算期間の末日における受益権の総数	97,073,121口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.0856円 (1万口当たりの純資産額10,856円)

## (中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の時価等に関する事項

項 目	第1期中間計算期間 (2025年8月27日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券(親投資信託受益証券) 「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引) デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。
----------------------------	--

## (デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

## (その他の注記)

項 目	第1期中間計算期間 (2025年8月27日現在)
期首元本額	50,000,000円
期中追加設定元本額	56,730,118円
期中一部解約元本額	9,656,997円

## (参考)

「三井住友DS・バランスファンド(保守コース)」、「三井住友DS・バランスファンド(安定コース)」、「三井住友DS・バランスファンド(標準コース)」、「三井住友DS・バランスファンド(成長コース)」および「三井住友DS・バランスファンド(積極コース)」は、「国内株式インデックス・マザーファンド(B号)」、「外国株式インデックス・マザーファンド」、「エマージング株式インデックス・マザーファンド」、「Jリート・インデックス・マザーファンド」、「外国リート・インデックス・マザーファンド」、「国内債券パッシブ・マザーファンド」、「ヘッジ付き外国債券パッシブ・マザーファンド」、「外国債券パッシブ・マザーファンド」および「米ドル建て新興国債インデックス・マザーファンド」受益証券を投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券です。

なお、以下に記載した状況は、監査の対象外です。

## 国内株式インデックス・マザーファンド(B号)

## (1) 貸借対照表

(単位:円)

(2025年8月27日現在)	
資産の部	
流動資産	
金銭信託	12,896,177
コール・ローン	1,827,337,978
株式	435,532,554,230
派生商品評価勘定	30,703,000
未収配当金	468,675,533
差入委託証拠金	79,820,687
流動資産合計	437,951,987,605
資産合計	
437,951,987,605	
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	10,378,500
前受金	20,835,000
未払解約金	665,184,869

流動負債合計	696,398,369
負債合計	696,398,369
純資産の部	
元本等	
元本	77,845,236,276
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	359,410,352,960
元本等合計	437,255,589,236
純資産合計	437,255,589,236
負債純資産合計	437,951,987,605

## (2) 注記表

## (重要な会計方針の注記)

項目	自 2025年2月28日 至 2025年8月27日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	<p>先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場によっております。</p>

## (貸借対照表に関する注記)

項目	(2025年8月27日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	77,845,236,276口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 5.6170円 (1万口当たりの純資産額56,170円)

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の時価等に関する事項

項目	(2025年8月27日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券（株式） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。</p>

(デリバティブ取引に関する注記)

(2025年8月27日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち 1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建				
	TOPIX 先物 0709月	1,667,075,500	-	1,687,400,000	20,324,500
	小計	1,667,075,500	-	1,687,400,000	20,324,500
合計		1,667,075,500	-	1,687,400,000	20,324,500

(注) 1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

- 1) 原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。  
このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。
- 2) 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(その他の注記)

(2025年8月27日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	73,251,232,784円
同期中における追加設定元本額	9,159,306,167円
同期中における一部解約元本額	4,565,302,675円
2025年8月27日現在の元本の内訳	
三井住友・日本株式インデックス年金ファンド	9,396,488,673円
三井住友・DC年金バランス30（債券重点型）	985,460,212円
三井住友・DC年金バランス50（標準型）	4,507,786,860円
三井住友・DC年金バランス70（株式重点型）	4,006,768,208円
S M A M ・ グローバルバランスファンド（機動的資産配分型）	93,242,154円

三井住友・DCターゲットイヤーファンド2020(4資産タイプ)	2,745,814円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2025(4資産タイプ)	10,262,328円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2030(4資産タイプ)	31,576,890円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2035(4資産タイプ)	104,485,873円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2040(4資産タイプ)	109,134,792円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2045(4資産タイプ)	220,992,897円
国内株式指数ファンド(TOPIX)	1,410,185,492円
三井住友・DCつみたてNISA・日本株インデックスファンド	33,038,141,771円
アセットアロケーション・ファンド(安定型)	138,294,759円
アセットアロケーション・ファンド(安定成長型)	231,241,340円
アセットアロケーション・ファンド(成長型)	143,048,083円
イオン・バランス戦略ファンド	33,547,827円
三井住友D S・DCターゲットイヤーファンド2050	103,754,106円
三井住友・資産最適化ファンド(1安定重視型)	218,782,199円
三井住友・資産最適化ファンド(2やや安定型)	231,633,698円
三井住友・資産最適化ファンド(3バランス型)	978,713,432円
三井住友・資産最適化ファンド(4やや成長型)	609,911,308円
三井住友・資産最適化ファンド(5成長重視型)	786,189,135円
三井住友・DCつみたてNISA・世界分散ファンド	81,288,219円
三井住友D S・国内株式インデックス年金ファンド	2,007,103,525円
三井住友D S・年金バランス30(債券重点型)	45,838,745円
三井住友D S・年金バランス50(標準型)	319,410,018円
三井住友D S・年金バランス70(株式重点型)	317,522,429円
三井住友D S・DCターゲットイヤーファンド2060	28,694,079円
日興FWS・日本株インデックス	3,731,037,470円
三井住友D S・TOPIXインデックス・ファンド	277,028,643円
三井住友D S・DCターゲットイヤーファンド2035	64,546,990円
三井住友D S・DCターゲットイヤーファンド2040	39,801,811円
三井住友D S・DCターゲットイヤーファンド2045	40,175,511円
三井住友D S・DCターゲットイヤーファンド2055	28,579,501円
三井住友D S・DCターゲットイヤーファンド2065	23,515,728円
三井住友D S・FW専用ポートフォリオ・レベル1(保守型)	484,036円
三井住友D S・FW専用ポートフォリオ・レベル2(安定型)	32,875,752円
三井住友D S・FW専用ポートフォリオ・レベル3(安定成長型)	239,179,402円
三井住友D S・FW専用ポートフォリオ・レベル4(成長型)	298,152,977円
三井住友D S・FW専用ポートフォリオ・レベル5(積極成長型)	129,840,043円
三井住友D S・バランスファンド(保守コース)	552,000円
三井住友D S・バランスファンド(安定コース)	960,922円
三井住友D S・バランスファンド(標準コース)	1,175,412円
三井住友D S・バランスファンド(成長コース)	1,732,347円
三井住友D S・バランスファンド(積極コース)	838,365円
三井住友D S・DCターゲットイヤーファンド2070	283,317円
SMAM・国内株式パッシブ・ファンド(適格機関投資家専用)	1,970,420,354円
バランスファンドVA(安定運用型)<適格機関投資家限定>	5,348,755円
SMAM・バランスファンドVA安定成長型<適格機関投資家限定>	23,054,088円
SMAM・バランスファンドVA25<適格機関投資家専用>	395,488,360円
SMAM・バランスファンドVA37.5<適格機関投資家専用>	791,363,486円
SMAM・バランスファンドVA50<適格機関投資家専用>	3,237,713,908円

SMAM・バランスファンドVL30<適格機関投資家限定>	20,148,687円
SMAM・バランスファンドVL50<適格機関投資家限定>	77,197,325円
SMAM・バランスファンドVA75<適格機関投資家専用>	494,139,364円
SMAM・バランスファンドVL国際分散型<適格機関投資家限定>	26,944,104円
SMAM・インデックス・バランスVA25<適格機関投資家専用>	137,544,321円
SMAM・インデックス・バランスVA50<適格機関投資家専用>	479,274,903円
SMAM・バランスファンドVA40<適格機関投資家専用>	273,800,791円
SMAM・バランスファンドVA35<適格機関投資家専用>	822,821,530円
SMAM・グローバルバランス40VA<適格機関投資家限定>	17,323,518円
SMAM・アセットバランスファンドVA20A<適格機関投資家専用>	16,819,639円
SMAM・アセットバランスファンドVA35A<適格機関投資家専用>	13,025,183円
SMAM・アセットバランスファンドVA50A<適格機関投資家専用>	12,897,652円
SMAM・アセットバランスファンドVA20L<適格機関投資家専用>	38,973,717円
SMAM・アセットバランスファンドVA25L<適格機関投資家専用>	112,792,653円
SMAM・アセットバランスファンドVA20A2<適格機関投資家専用>	20,209,417円
SMAM・アセットバランスファンドVA35A2<適格機関投資家専用>	20,642,989円
SMAM・アセットバランスファンドVA50A2<適格機関投資家専用>	5,594,593円
SMAM・アセットバランスファンドVA30L2<適格機関投資家専用>	20,084,066円
SMAM・アセットバランスファンドVA25L2<適格機関投資家専用>	251,851,798円
SMAM・国内株式インデックスファンド・VA(適格機関投資家専用)	132,323,955円
SMAM・グローバルバランスファンド(標準型)VA<適格機関投資家限定>	101,407,237円
SMAM・グローバルバランスファンド(債券重視型)VA<適格機関投資家限定>	37,402,050円
SMAM・世界バランスファンドVA<適格機関投資家限定>	31,649,859円
SMAM・世界バランスファンドVA2<適格機関投資家限定>	17,430,871円
SMAM・年金パッシブ日本株式ファンド<非課税適格機関投資家限定>	2,065,671,562円
SMAM・年金Wリスクコントロールファンド<適格機関投資家限定>	41,220,837円
SMAM・マルチアセットストラテジーファンド2016-04<適格機関投資家限定>	22,180,147円
SMAM・マルチアセットストラテジー・オープン<適格機関投資家限定>	34,367,322円
SMAM・マルチアセット・ダイナミックアロケーション・ストラテジー・ファンド<適格機関投資家限定>	909,581,493円
SMDAM・年金Wリスクコントロールファンド(リスク3%)<適格機関投資家限定>	63,520,649円
合計	77,845,236,276円

## 外国株式インデックス・マザーファンド

## (1) 貸借対照表

(単位:円)

(2025年8月27日現在)

## 資産の部

## 流動資産

預金	19,244,091,828
金銭信託	2,308,621
コール・ローン	327,122,548
株式	1,047,942,713,215
投資証券	18,234,663,203
派生商品評価勘定	143,760,792
未収入金	1,219,192,754

未収配当金	1,142,764,960
差入委託証拠金	6,327,490,964
流動資産合計	1,094,584,108,885
資産合計	1,094,584,108,885
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	7,607,051
未払金	17,230,387,296
未払解約金	405,468,822
流動負債合計	17,643,463,169
負債合計	17,643,463,169
純資産の部	
元本等	
元本	100,072,818,201
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	976,867,827,515
元本等合計	1,076,940,645,716
純資産合計	1,076,940,645,716
負債純資産合計	1,094,584,108,885

## (2) 注記表

## (重要な会計方針の注記)

項目	自 2025年2月28日 至 2025年8月27日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式、新株予約権証券、投資証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	<p>(1) 先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場によっております。</p> <p>(2) 為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。</p>

3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条に基づいて処理しております。
-------------------------	---

## (貸借対照表に関する注記)

項目	(2025年8月27日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	100,072,818,201口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 10.7616円 (1万口当たりの純資産額107,616円)

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の時価等に関する事項

項目	(2025年8月27日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券(株式、新株予約権証券、投資証券) 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引) デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

## (デリバティブ取引に関する注記)

(2025年8月27日現在)

## ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位:円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち 1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建				
	S&P 500 EMINI FUT SEP25	9,828,692,819	-	9,947,525,900	118,833,081
	SPI 200 FUTURES SEP25	292,524,677	-	298,155,953	5,631,276
	FTSE 100 IDX FUT SEP25	469,172,194	-	479,163,333	9,991,139
	EURO STOXX 50 SEP25	1,692,169,768	-	1,694,692,582	2,522,814
	小計	12,282,559,458	-	12,419,537,768	136,978,310

合計	12,282,559,458	-	12,419,537,768	136,978,310
----	----------------	---	----------------	-------------

## (注) 1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

- 1) 原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。  
このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。
- 2) 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

## 2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち 1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建				
	アメリカ・ドル	1,521,571,634	-	1,521,555,124	16,510
	カナダ・ドル	105,639,311	-	105,630,690	8,621
	オーストラリア・ドル	38,311,680	-	38,304,600	7,080
	ニュージーランド・ドル	13,823,120	-	13,824,528	1,408
	イスラエル・シケル	290,896,320	-	290,575,560	320,760
	小計	1,970,242,065	-	1,969,890,502	351,563
	売建				
	アメリカ・ドル	171,983,280	-	172,466,778	483,498
	イギリス・ポンド	121,988,906	-	121,983,380	5,526
	デンマーク・クローネ	62,734,252	-	62,734,797	545
	ユーロ	181,906,600	-	181,901,088	5,512
	小計	538,613,038	-	539,086,043	473,005
合計	2,508,855,103	-	2,508,976,545	824,568	

## (注) 1. 時価の算定方法

為替予約取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

- 1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

- 2) 計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

3)上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認められた価額で評価しております。

2.ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(その他の注記)

(2025年8月27日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	96,209,101,177円
同期中における追加設定元本額	7,894,729,947円
同期中における一部解約元本額	4,031,012,923円
2025年8月27日現在の元本の内訳	
三井住友・DC外国株式インデックスファンドS	48,497,759,807円
三井住友・DC年金バランス30(債券重点型)	251,635,990円
三井住友・DC年金バランス50(標準型)	986,874,528円
三井住友・DC年金バランス70(株式重点型)	819,571,156円
S M A M・グローバルバランスファンド(機動的資産配分型)	34,787,837円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2020(4資産タイプ)	606,778円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2025(4資産タイプ)	2,308,503円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2030(4資産タイプ)	7,593,609円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2035(4資産タイプ)	26,090,965円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2040(4資産タイプ)	34,491,082円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2045(4資産タイプ)	84,634,280円
外国株式指数ファンド	1,305,534,083円
三井住友・DCつみたてN I S A・全海外株インデックスファンド	27,571,112,975円
アセットアロケーション・ファンド(安定型)	61,823,677円
アセットアロケーション・ファンド(安定成長型)	100,555,022円
アセットアロケーション・ファンド(成長型)	61,940,488円
イオン・バランス戦略ファンド	22,864,354円
三井住友D S・DCターゲットイヤーファンド2050	42,974,715円
三井住友・資産最適化ファンド(1安定重視型)	157,990,448円
三井住友・資産最適化ファンド(2やや安定型)	162,188,835円
三井住友・資産最適化ファンド(3バランス型)	660,117,251円
三井住友・資産最適化ファンド(4やや成長型)	420,838,396円
三井住友・資産最適化ファンド(5成長重視型)	608,857,433円
三井住友・DCつみたてN I S A・世界分散ファンド	85,637,329円
三井住友D S・外国株式インデックス年金ファンド	4,109,419,425円
三井住友D S・年金バランス30(債券重点型)	12,168,781円
三井住友D S・年金バランス50(標準型)	70,909,273円
三井住友D S・年金バランス70(株式重点型)	65,601,383円
三井住友D S・DCターゲットイヤーファンド2060	12,151,196円
S M B C・DCインデックスファンド(M S C Iコクサイ)	3,891,777,090円
日興F W S・先進国株インデックス(為替ヘッジあり)	152,101,313円
日興F W S・先進国株インデックス(為替ヘッジなし)	4,344,983,492円
三井住友D S・先進国株式インデックス・ファンド	238,338,912円
三井住友D S・DCターゲットイヤーファンド2035	22,392,053円
三井住友D S・DCターゲットイヤーファンド2040	14,613,043円
三井住友D S・DCターゲットイヤーファンド2045	16,038,333円

三井住友D S ・ D C ターゲットイヤーファンド2055	12,099,073円
三井住友D S ・ D C ターゲットイヤーファンド2065	10,106,831円
三井住友D S ・ F W 専用ポートフォリオ・レベル1(保守型)	81,773円
三井住友D S ・ F W 専用ポートフォリオ・レベル2(安定型)	6,762,928円
三井住友D S ・ F W 専用ポートフォリオ・レベル3(安定成長型)	51,520,704円
三井住友D S ・ F W 専用ポートフォリオ・レベル4(成長型)	65,636,645円
三井住友D S ・ F W 専用ポートフォリオ・レベル5(積極成長型)	28,972,878円
三井住友D S ・ バランスファンド(保守コース)	501,285円
三井住友D S ・ バランスファンド(安定コース)	1,872,075円
三井住友D S ・ バランスファンド(標準コース)	3,131,021円
三井住友D S ・ バランスファンド(成長コース)	4,525,679円
三井住友D S ・ バランスファンド(積極コース)	8,796,717円
三井住友D S ・ D C ターゲットイヤーファンド2070	119,341円
S M A M ・ 外国株式パッシブ・ファンド(適格機関投資家専用)	184,168,487円
バランスファンドV A (安定運用型) < 適格機関投資家限定 >	1,418,307円
S M A M ・ バランスファンドV A 安定成長型 < 適格機関投資家限定 >	5,767,624円
S M A M ・ バランスファンドV A 2 5 < 適格機関投資家専用 >	140,173,712円
S M A M ・ バランスファンドV A 3 7 . 5 < 適格機関投資家専用 >	368,639,102円
S M A M ・ バランスファンドV A 5 0 < 適格機関投資家専用 >	1,681,558,320円
S M A M ・ バランスファンドV L 3 0 < 適格機関投資家限定 >	5,514,907円
S M A M ・ バランスファンドV L 5 0 < 適格機関投資家限定 >	27,397,633円
S M A M ・ バランスファンドV A 7 5 < 適格機関投資家専用 >	285,816,783円
S M A M ・ バランスファンドV L 国際分散型 < 適格機関投資家限定 >	20,713,812円
S M A M ・ インデックス・バランスV A 2 5 < 適格機関投資家専用 >	46,928,215円
S M A M ・ インデックス・バランスV A 5 0 < 適格機関投資家専用 >	249,594,061円
S M A M ・ バランスファンドV A 4 0 < 適格機関投資家専用 >	145,895,174円
S M A M ・ バランスファンドV A 3 5 < 適格機関投資家専用 >	319,201,879円
三井住友・外国株式インデックスファンド・V A S (適格機関投資家専用)	143,606,310円
S M A M ・ グローバルバランス40V A < 適格機関投資家限定 >	27,599,511円
S M A M ・ アセットバランスファンドV A 2 0 A < 適格機関投資家専用 >	2,920,788円
S M A M ・ アセットバランスファンドV A 3 5 A < 適格機関投資家専用 >	2,747,299円
S M A M ・ アセットバランスファンドV A 5 0 A < 適格機関投資家専用 >	2,893,907円
S M A M ・ アセットバランスファンドV A 2 0 L < 適格機関投資家専用 >	6,863,653円
S M A M ・ アセットバランスファンドV A 2 5 L < 適格機関投資家専用 >	26,081,692円
S M A M ・ グローバルバランスファンド(標準型) V A < 適格機関投資家限定 >	53,130,838円
S M A M ・ グローバルバランスファンド(債券重視型) V A < 適格機関投資家限定 >	19,929,534円
S M A M ・ 世界バランスファンドV A < 適格機関投資家限定 >	85,277,882円
S M A M ・ 世界バランスファンドV A 2 < 適格機関投資家限定 >	29,270,660円
S M A M ・ 外国株式インデックスファンドS A < 適格機関投資家限定 >	717,020,837円
S M A M ・ 年金Wリスクコントロールファンド < 適格機関投資家限定 >	20,903,194円
S M A M ・ マルチアセットストラテジーファンド2016 - 04 < 適格機関投資家限定 >	11,246,562円
S M A M ・ マルチアセットストラテジー・オープン < 適格機関投資家限定 >	17,309,634円
S M A M ・ マルチアセット・ダイナミックアロケーション・ストラテジー・ファンド < 適格機関投資家限定 >	232,897,352円
S M D A M ・ 年金Wリスクコントロールファンド(リスク3%) < 適格機関投資家限定 >	36,919,747円
合 計	100,072,818,201円

## エマージング株式インデックス・マザーファンド

## (1) 貸借対照表

(単位：円)

(2025年8月27日現在)

資産の部	
流動資産	
預金	5,193,283,665
金銭信託	1,706,568
コール・ローン	241,814,084
株式	58,944,977,129
投資信託受益証券	2,676,296,919
投資証券	4,615,257,198
派生商品評価勘定	112,293,494
未収入金	339,514,379
未収配当金	131,813,109
差入委託証拠金	1,486,430,148
流動資産合計	73,743,386,693
資産合計	73,743,386,693
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	1,933
未払金	3,982,654,316
未払解約金	92,989,646
流動負債合計	4,075,645,895
負債合計	4,075,645,895
純資産の部	
元本等	
元本	28,079,799,657
剰余金	
剰余金又は欠損金( )	41,587,941,141
元本等合計	69,667,740,798
純資産合計	69,667,740,798
負債純資産合計	73,743,386,693

## (2) 注記表

## (重要な会計方針の注記)

項目	自 2025年2月28日 至 2025年8月27日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式、投資信託受益証券、投資証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。

	<p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券</p> <p>金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券</p> <p>直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	<p>(1) 先物取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場によっております。</p> <p>(2) 為替予約取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。</p>
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	<p>外貨建資産等の会計処理</p> <p>「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条に基づいて処理しております。</p>

## (貸借対照表に関する注記)

項目	(2025年8月27日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	28,079,799,657口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 2.4811円 (1万口当たりの純資産額24,811円)

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の時価等に関する事項

項目	(2025年8月27日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券(株式、投資信託受益証券、投資証券)</p> <p>「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引)</p> <p>デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等</p> <p>これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

## (デリバティブ取引に関する注記)

(2025年8月27日現在)

## ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位:円)

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評 価 損 益
			う ち 1 年 超		
市場取引	株価指数先物取引 買建				
	MSCI EMGMKT SEP25	3,427,853,566	-	3,540,102,228	112,248,662
	小計	3,427,853,566	-	3,540,102,228	112,248,662
合 計		3,427,853,566	-	3,540,102,228	112,248,662

## (注) 1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

- 1)原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。

このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

- 2)株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

## 2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(単位:円)

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評 価 損 益
			う ち 1 年 超		
市場取引以外 の取引	為替予約取引 買建				
	アメリカ・ドル	151,600,000	-	151,642,921	42,921
	台湾・ドル	5,583	-	5,575	8
	小計	151,605,583	-	151,648,496	42,913
	売建				
	アメリカ・ドル	5,583	-	5,597	14
小計	5,583	-	5,597	14	
合 計		151,611,166	-	151,654,093	42,899

## (注) 1. 時価の算定方法

為替予約取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

- 1)計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

- 2)計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

3)上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認められた価額で評価しております。

2.ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(その他の注記)

(2025年8月27日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	26,216,097,011円
同期中における追加設定元本額	3,283,422,063円
同期中における一部解約元本額	1,419,719,417円
2025年8月27日現在の元本の内訳	
三井住友・DCつみたてNISA・全海外株インデックスファンド	14,743,781,988円
三井住友・DC新興国株式インデックスファンド	3,726,262,543円
アセットアロケーション・ファンド(安定型)	165,926,916円
アセットアロケーション・ファンド(安定成長型)	263,896,335円
アセットアロケーション・ファンド(成長型)	184,290,505円
イオン・バランス戦略ファンド	101,134,205円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2050	78,716,303円
三井住友・資産最適化ファンド(1安定重視型)	127,590,169円
三井住友・資産最適化ファンド(2やや安定型)	108,232,328円
三井住友・資産最適化ファンド(3バランス型)	541,713,336円
三井住友・資産最適化ファンド(4やや成長型)	375,770,336円
三井住友・資産最適化ファンド(5成長重視型)	599,935,025円
三井住友・DCつみたてNISA・世界分散ファンド	184,035,105円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2060	21,855,298円
日興FWS・新興国株インデックス(為替ヘッジあり)	440,134,295円
日興FWS・新興国株インデックス(為替ヘッジなし)	5,847,158,388円
三井住友DS・新興国株式インデックス・ファンド	97,133,093円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2035	47,001,513円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2040	29,086,401円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2045	30,125,922円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2055	22,015,202円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2065	18,210,437円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル1(保守型)	148,182円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル2(安定型)	10,605,130円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル3(安定成長型)	80,280,985円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル4(成長型)	101,278,658円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル5(積極成長型)	44,418,467円
三井住友DS・バランスファンド(保守コース)	349,323円
三井住友DS・バランスファンド(安定コース)	458,942円
三井住友DS・バランスファンド(標準コース)	501,237円
三井住友DS・バランスファンド(成長コース)	634,041円
三井住友DS・バランスファンド(積極コース)	1,929,307円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2070	216,670円
SMAM・年金Wリスクコントロールファンド<適格機関投資家限定>	84,973,072円
合計	28,079,799,657円

## Jリート・インデックス・マザーファンド

## ( 1 ) 貸借対照表

( 単位 : 円 )

( 2025年8月27日現在 )

資産の部	
流動資産	
金銭信託	1,130,107
コール・ローン	160,131,780
投資証券	26,654,429,600
派生商品評価勘定	3,973,600
未収配当金	193,456,124
差入委託証拠金	1,477,828
流動資産合計	27,014,599,039
資産合計	27,014,599,039
負債の部	
流動負債	
前受金	3,488,000
未払金	133,936,525
未払解約金	66,786,873
流動負債合計	204,211,398
負債合計	204,211,398
純資産の部	
元本等	
元本	8,884,060,729
剰余金	
剰余金又は欠損金 ( )	17,926,326,912
元本等合計	26,810,387,641
純資産合計	26,810,387,641
負債純資産合計	27,014,599,039

## ( 2 ) 注記表

## ( 重要な会計方針の注記 )

項 目	自 2025年2月28日 至 2025年8月27日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>投資証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p>

	(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場によっております。

## (貸借対照表に関する注記)

項目	(2025年8月27日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	8,884,060,729口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 3.0178円 (1万口当たりの純資産額30,178円)

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の時価等に関する事項

項目	(2025年8月27日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（投資証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

## (デリバティブ取引に関する注記)

(2025年8月27日現在)

## ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち 1年超		
市場取引	リート指数先物取引 買建				
	TREIT 先物 0709月	34,576,400	-	38,550,000	3,973,600
	小計	34,576,400	-	38,550,000	3,973,600
合計		34,576,400	-	38,550,000	3,973,600

(注) 1. 時価の算定方法

リート指数先物取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

- 1)原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。

このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

- 2)リート指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(その他の注記)

(2025年8月27日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	7,704,933,114円
同期中における追加設定元本額	2,191,692,696円
同期中における一部解約元本額	1,012,565,081円
2025年8月27日現在の元本の内訳	
アセットアロケーション・ファンド(安定型)	178,427,572円
アセットアロケーション・ファンド(安定成長型)	339,692,505円
アセットアロケーション・ファンド(成長型)	209,506,698円
イオン・バランス戦略ファンド	41,733,117円
三井住友・DC日本リートインデックスファンド	3,409,813,281円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2050	65,936,902円
三井住友・資産最適化ファンド(1安定重視型)	54,045,042円
三井住友・資産最適化ファンド(2やや安定型)	60,172,289円
三井住友・資産最適化ファンド(3バランス型)	272,920,664円
三井住友・資産最適化ファンド(4やや成長型)	178,584,175円
三井住友・資産最適化ファンド(5成長重視型)	152,248,884円
三井住友・DCつみたてNISA・世界分散ファンド	76,437,820円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2060	18,299,675円
三井住友DS・国内リートインデックス年金ファンド	565,388,278円
日興FWS・Jリートインデックス	1,628,126,934円
三井住友DS・国内リートインデックス・ファンド	550,485,929円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2035	37,531,763円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2040	24,022,701円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2045	24,850,622円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2055	18,031,539円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2065	15,036,071円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル1(保守型)	360,338円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル2(安定型)	32,054,651円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル3(安定成長型)	240,468,146円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル4(成長型)	304,442,293円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル5(積極成長型)	134,669,065円
三井住友DS・バランスファンド(保守コース)	538,367円
三井住友DS・バランスファンド(安定コース)	1,448,945円
三井住友DS・バランスファンド(標準コース)	2,129,426円
三井住友DS・バランスファンド(成長コース)	2,466,367円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2070	183,168円
SMA M・世界リート・インデックスファンドVA<適格機関投資家限定>	2,344,142円

SMAM・年金Wリスクコントロールファンド<適格機関投資家限定>	102,266,775円
SMAM・マルチアセットストラテジーファンド2016-04<適格機関投資家限定>	54,784,287円
SMAM・マルチアセットストラテジー・オープン<適格機関投資家限定>	84,612,298円
合計	8,884,060,729円

## 外国リート・インデックス・マザーファンド

## (1) 貸借対照表

(単位:円)

(2025年8月27日現在)

資産の部	
流動資産	
預金	915,403,110
金銭信託	387,101
コール・ローン	54,850,659
投資証券	47,832,217,192
派生商品評価勘定	17,432
未収入金	3,861,070
未収配当金	92,356,424
流動資産合計	48,899,092,988
資産合計	48,899,092,988
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	25,462
未払解約金	22,141,310
流動負債合計	22,166,772
負債合計	22,166,772
純資産の部	
元本等	
元本	13,510,831,886
剰余金	
剰余金又は欠損金( )	35,366,094,330
元本等合計	48,876,926,216
純資産合計	48,876,926,216
負債純資産合計	48,899,092,988

## (2) 注記表

## (重要な会計方針の注記)

項目	自 2025年2月28日 至 2025年8月27日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。

	<p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券</p> <p>金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券</p> <p>直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。</p>
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	<p>外貨建資産等の会計処理</p> <p>「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条に基づいて処理しております。</p>

## （貸借対照表に関する注記）

項目	(2025年8月27日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	13,510,831,886口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 3.6176円 (1万口当たりの純資産額36,176円)

## （金融商品に関する注記）

## 金融商品の時価等に関する事項

項目	(2025年8月27日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券（投資証券）</p> <p>「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引）</p> <p>デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等</p> <p>これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

## （デリバティブ取引に関する注記）

（2025年8月27日現在）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

（単位：円）

	契 約 額 等	
--	---------	--

区分	種類		うち 1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建				
	アメリカ・ドル	36,300,000	-	36,307,675	7,675
	オーストラリア・ドル	5,200,000	-	5,209,454	9,454
	シンガポール・ドル	5,600,000	-	5,599,784	216
	イギリス・ポンド	5,600,000	-	5,599,852	148
	ユーロ	5,300,000	-	5,275,205	24,795
	小計	58,000,000	-	57,991,970	8,030
合計	58,000,000	-	57,991,970	8,030	

## (注) 1. 時価の算定方法

為替予約取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

- 1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

- 2) 計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

- 3) 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認められた価額で評価しております。

## 2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

## (その他の注記)

(2025年8月27日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	12,611,171,417円
同期中における追加設定元本額	1,260,696,211円
同期中における一部解約元本額	361,035,742円
2025年8月27日現在の元本の内訳	
アセットアロケーション・ファンド(安定型)	13,927,335円
アセットアロケーション・ファンド(安定成長型)	22,401,685円
アセットアロケーション・ファンド(成長型)	13,957,570円
イオン・バランス戦略ファンド	34,517,201円
三井住友・DC外国リートインデックスファンド	10,257,697,337円
三井住友D S・DCターゲットイヤーファンド2050	16,610,522円
三井住友・資産最適化ファンド(1安定重視型)	43,524,344円
三井住友・資産最適化ファンド(2やや安定型)	47,775,945円

三井住友・資産最適化ファンド(3バランス型)	219,945,448円
三井住友・資産最適化ファンド(4やや成長型)	147,423,040円
三井住友・資産最適化ファンド(5成長重視型)	126,678,271円
三井住友・DCつみたてNISA・世界分散ファンド	190,974,365円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2060	4,723,687円
三井住友DS・外国リートインデックス年金ファンド	726,175,363円
日興FWS・Gリートインデックス(為替ヘッジあり)	58,102,477円
日興FWS・Gリートインデックス(為替ヘッジなし)	1,274,472,035円
三井住友DS・先進国リートインデックス・ファンド	123,102,606円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2035	12,406,728円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2040	6,720,398円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2045	6,365,038円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2055	4,832,731円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2065	4,019,962円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル1(保守型)	64,129円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル2(安定型)	2,333,596円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル3(安定成長型)	21,681,069円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル4(成長型)	27,242,124円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル5(積極成長型)	11,977,266円
三井住友DS・バランスファンド(保守コース)	251,853円
三井住友DS・バランスファンド(安定コース)	255,240円
三井住友DS・バランスファンド(標準コース)	458,922円
三井住友DS・バランスファンド(成長コース)	671,129円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2070	47,273円
SMAM・世界リート・インデックスファンドVA<適格機関投資家限定>	26,565,278円
SMAM・年金Wリスクコントロールファンド<適格機関投資家限定>	62,929,919円
合計	13,510,831,886円

## 国内債券パッシブ・マザーファンド

## (1) 貸借対照表

(単位:円)

(2025年8月27日現在)

資産の部	
流動資産	
金銭信託	3,128,489
コール・ローン	443,294,704
国債証券	101,623,952,660
地方債証券	10,793,726,700
特殊債券	8,977,288,459
社債券	8,749,349,500
未収入金	312,236,000
未収利息	392,980,334
前払費用	31,314,585
流動資産合計	131,327,271,431
資産合計	131,327,271,431
負債の部	
流動負債	

未払金	364,760,900
未払解約金	39,583,999
流動負債合計	404,344,899
負債合計	404,344,899
純資産の部	
元本等	
元本	115,268,973,238
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	15,653,953,294
元本等合計	130,922,926,532
純資産合計	130,922,926,532
負債純資産合計	131,327,271,431

## (2) 注記表

## (重要な会計方針の注記)

項 目	自 2025年2月28日 至 2025年8月27日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券は個別法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>

## (貸借対照表に関する注記)

項 目	(2025年8月27日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	115,268,973,238口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.1358円 (1万口当たりの純資産額11,358円)

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の時価等に関する事項

項 目	(2025年8月27日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。

	<p>(2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引)          デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等          これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。</p>

## (デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

## (その他の注記)

(2025年8月27日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	110,845,445,827円
同期中における追加設定元本額	24,890,413,337円
同期中における一部解約元本額	20,466,885,926円
2025年8月27日現在の元本の内訳	
三井住友・DC年金バランス30(債券重点型)	12,289,368,362円
三井住友・DC年金バランス50(標準型)	20,570,797,588円
三井住友・DC年金バランス70(株式重点型)	5,668,359,458円
S M A M・グローバルバランスファンド(機動的資産配分型)	1,174,485,079円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2020(4資産タイプ)	46,021,523円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2025(4資産タイプ)	165,883,013円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2030(4資産タイプ)	516,123,839円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2035(4資産タイプ)	1,287,027,061円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2040(4資産タイプ)	813,467,587円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2045(4資産タイプ)	976,418,845円
三井住友・DC年金バランスゼロ(債券型)	126,624,516円
アセットアロケーション・ファンド(安定型)	799,148,887円
アセットアロケーション・ファンド(安定成長型)	305,367,627円
アセットアロケーション・ファンド(成長型)	10,824,597円
三井住友D S・DCターゲットイヤーファンド2050	419,986,920円
三井住友・資産最適化ファンド(1安定重視型)	4,838,286,886円
三井住友・資産最適化ファンド(2やや安定型)	1,516,852,848円
三井住友・資産最適化ファンド(3バランス型)	2,979,341,332円
三井住友・資産最適化ファンド(4やや成長型)	704,146,869円
三井住友・資産最適化ファンド(5成長重視型)	135,964,510円
三井住友・DCつみたてN I S A・世界分散ファンド	594,710,982円
三井住友D S・年金バランス30(債券重点型)	611,079,073円
三井住友D S・年金バランス50(標準型)	1,532,682,886円
三井住友D S・年金バランス70(株式重点型)	463,635,900円
三井住友D S・DCターゲットイヤーファンド2060	71,551,798円

三井住友D S・D Cターゲットイヤーファンド2035	987,950,668円
三井住友D S・D Cターゲットイヤーファンド2040	473,943,453円
三井住友D S・D Cターゲットイヤーファンド2045	311,069,569円
三井住友D S・D Cターゲットイヤーファンド2055	72,721,864円
三井住友D S・D Cターゲットイヤーファンド2065	59,694,763円
三井住友D S・F W専用ポートフォリオ・レベル1(保守型)	16,610,975円
三井住友D S・F W専用ポートフォリオ・レベル2(安定型)	240,385,334円
三井住友D S・F W専用ポートフォリオ・レベル3(安定成長型)	765,989,991円
三井住友D S・F W専用ポートフォリオ・レベル4(成長型)	398,844,061円
三井住友D S・F W専用ポートフォリオ・レベル5(積極成長型)	24,839,886円
三井住友D S・バランスファンド(保守コース)	7,975,373円
三井住友D S・バランスファンド(安定コース)	4,840,445円
三井住友D S・バランスファンド(標準コース)	2,655,687円
三井住友D S・バランスファンド(成長コース)	236,121円
三井住友D S・D Cターゲットイヤーファンド2070	701,526円
S M A M・年金グローバル債券ファンド<適格機関投資家限定>	899,580,930円
S M A M・バランスファンドV A 2 5<適格機関投資家専用>	5,291,002,353円
S M A M・バランスファンドV A 3 7 . 5<適格機関投資家専用>	5,679,216,177円
S M A M・バランスファンドV A 5 0<適格機関投資家専用>	14,929,136,218円
S M A M・バランスファンドV L 3 0<適格機関投資家限定>	292,510,306円
S M A M・バランスファンドV L 5 0<適格機関投資家限定>	496,092,407円
S M A M・バランスファンドV A 7 5<適格機関投資家専用>	310,861,545円
S M A M・バランスファンドV L 国際分散型<適格機関投資家限定>	117,811,413円
S M A M・インデックス・バランスV A 2 5<適格機関投資家専用>	1,642,971,004円
S M A M・インデックス・バランスV A 5 0<適格機関投資家専用>	2,200,458,553円
S M A M・バランスファンドV A 4 0<適格機関投資家専用>	2,041,356,658円
S M A M・バランスファンドV A 3 5<適格機関投資家専用>	6,720,694,397円
三井住友・国内債券インデックスファンド・V A S (適格機関投資家専用)	798,267,884円
S M A M・グローバルバランス40VA<適格機関投資家限定>	345,008,942円
S M A M・アセットバランスファンドV A 2 0 A<適格機関投資家専用>	366,964,787円
S M A M・アセットバランスファンドV A 3 5 A<適格機関投資家専用>	128,855,097円
S M A M・アセットバランスファンドV A 5 0 A<適格機関投資家専用>	61,375,546円
S M A M・アセットバランスファンドV A 2 0 L<適格機関投資家専用>	946,735,223円
S M A M・アセットバランスファンドV A 2 5 L<適格機関投資家専用>	1,811,691,838円
S M A M・アセットバランスファンドV A 2 0 A 2<適格機関投資家専用>	458,134,692円
S M A M・アセットバランスファンドV A 3 5 A 2<適格機関投資家専用>	190,674,953円
S M A M・アセットバランスファンドV A 5 0 A 2<適格機関投資家専用>	26,734,828円
S M A M・アセットバランスファンドV A 3 0 L 2<適格機関投資家専用>	228,774,049円
S M A M・アセットバランスファンドV A 2 5 L 2<適格機関投資家専用>	4,145,568,270円
S M A M・年金Wリスクコントロールファンド<適格機関投資家限定>	1,194,720,082円
S M A M・マルチアセットストラテジーファンド2016-04<適格機関投資家限定>	556,113,234円
S M A M・マルチアセットストラテジー・オープン<適格機関投資家限定>	858,894,034円
S M D A M・年金Wリスクコントロールファンド(リスク3%)<適格機関投資家限定>	542,150,116円
合 計	115,268,973,238円

ヘッジ付き外国債券パッシブ・マザーファンド

## ( 1 ) 貸借対照表

( 単位：円 )

( 2025年8月27日現在 )

資産の部	
流動資産	
預金	150,769,991
金銭信託	2,445,122
コール・ローン	346,464,252
国債証券	34,986,075,018
派生商品評価勘定	386,553,790
未収利息	272,577,366
前払費用	26,034,501
流動資産合計	36,170,920,040
資産合計	36,170,920,040
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	3,033,489
流動負債合計	3,033,489
負債合計	3,033,489
純資産の部	
元本等	
元本	30,057,373,430
剰余金	
剰余金又は欠損金 ( )	6,110,513,121
元本等合計	36,167,886,551
純資産合計	36,167,886,551
負債純資産合計	36,170,920,040

## ( 2 ) 注記表

## ( 重要な会計方針の注記 )

項 目	自 2025年2月28日 至 2025年8月27日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券は個別法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>

2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条に基づいて処理しております。

## (貸借対照表に関する注記)

項目	(2025年8月27日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	30,057,373,430口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.2033円 (1万口当たりの純資産額12,033円)

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の時価等に関する事項

項目	(2025年8月27日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（国債証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

## (デリバティブ取引に関する注記)

(2025年8月27日現在)

## ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち 1年超		
	為替予約取引 買建				
	アメリカ・ドル	419,136,326	-	418,670,244	466,082
	カナダ・ドル	19,183,464	-	19,183,806	342
	オーストラリア・ドル	13,287,701	-	13,398,294	110,593
	シンガポール・ドル	6,883,710	-	6,880,254	3,456
	イギリス・ポンド	52,830,063	-	53,608,500	778,437

市場取引以 外の取引	デンマーク・クロー ネ	2,287,750	-	2,298,270	10,520
	ノルウェー・クロー ネ	4,024,496	-	4,070,612	46,116
	スウェーデン・ク ローナ	2,134,234	-	2,159,528	25,294
	オフショア・人民元	96,328,206	-	96,470,712	142,506
	ポーランド・ズロチ	6,379,747	-	6,441,552	61,805
	ユーロ	264,609,970	-	265,917,070	1,307,100
	小計	887,085,667	-	889,098,842	2,013,175
	売建				
	アメリカ・ドル	16,769,794,305	-	16,488,826,335	280,967,970
	カナダ・ドル	734,346,924	-	720,458,492	13,888,432
オーストラリア・ド ル	464,660,894	-	460,327,101	4,333,793	
シンガポール・ドル	323,284,358	-	319,931,811	3,352,547	
ニュージーランド・ ドル	108,132,870	-	105,355,174	2,777,696	
イギリス・ポンド	2,054,735,330	-	2,054,992,500	257,170	
イスラエル・シケ ル	134,382,196	-	133,740,544	641,652	
デンマーク・クロー ネ	82,769,104	-	82,507,893	261,211	
ノルウェー・クロー ネ	62,806,397	-	62,658,349	148,048	
スウェーデン・ク ローナ	68,517,495	-	68,642,140	124,645	
メキシコ・ペソ	295,344,422	-	293,781,182	1,563,240	
オフショア・人民元	4,230,737,009	-	4,183,901,798	46,835,211	
ポーランド・ズロチ	237,629,747	-	238,337,424	707,677	
ユーロ	10,961,307,380	-	10,933,480,562	27,826,818	
小計	36,528,448,431	-	36,146,941,305	381,507,126	
合 計	37,415,534,098	-	37,036,040,147	383,520,301	

## (注) 1. 時価の算定方法

為替予約取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

- 1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

- 2) 計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

3)上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認められた価額で評価しております。

2.ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(その他の注記)

(2025年8月27日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	27,988,184,487円
同期中における追加設定元本額	8,405,329,009円
同期中における一部解約元本額	6,336,140,066円
2025年8月27日現在の元本の内訳	
アセットアロケーション・ファンド(安定型)	1,523,967,218円
アセットアロケーション・ファンド(安定成長型)	581,762,460円
アセットアロケーション・ファンド(成長型)	11,817,388円
イオン・バランス戦略ファンド	750,052,705円
三井住友・資産最適化ファンド(1安定重視型)	4,188,870,306円
三井住友・資産最適化ファンド(2やや安定型)	2,009,185,573円
三井住友・資産最適化ファンド(3バランス型)	3,475,830,238円
三井住友・資産最適化ファンド(4やや成長型)	996,375,595円
三井住友・資産最適化ファンド(5成長重視型)	123,748,422円
三井住友・DCつみたてNISA・世界分散ファンド	182,791,198円
日興FWS・先進国債インデックス(為替ヘッジあり)	380,627,534円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル1(保守型)	10,492,284円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル2(安定型)	284,892,136円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル3(安定成長型)	906,805,021円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル4(成長型)	471,825,851円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル5(積極成長型)	28,771,601円
三井住友DS・バランスファンド(保守コース)	25,884,280円
三井住友DS・バランスファンド(安定コース)	14,023,676円
三井住友DS・バランスファンド(標準コース)	7,278,951円
三井住友DS・バランスファンド(成長コース)	572,669円
S M A M・年金グローバル債券ファンド<適格機関投資家限定>	856,214,589円
S M A M・ヘッジ付き年金外国債券パッシブファンド <適格機関投資家限定>	9,910,703,057円
S M A M・年金Wリスクコントロールファンド<適格機関投資家限定>	1,140,236,281円
S M A M・マルチアセットストラテジーファンド2016-04<適格機関投資家限定>	532,475,969円
S M A M・マルチアセットストラテジー・オープン<適格機関投資家限定>	822,194,499円
S M D A M・年金Wリスクコントロールファンド(リスク3%)<適格機関投資家限定>	819,973,929円
合計	30,057,373,430円

外国債券パッシブ・マザーファンド

(1)貸借対照表

(単位:円)

(2025年8月27日現在)

資産の部

流動資産	
預金	747,188,918
金銭信託	5,165,010
コール・ローン	731,861,844
国債証券	199,999,878,056
未収利息	1,603,741,371
前払費用	125,751,777
流動資産合計	203,213,586,976
資産合計	
	203,213,586,976
負債の部	
流動負債	
未払解約金	79,555,396
流動負債合計	79,555,396
負債合計	79,555,396
純資産の部	
元本等	
元本	85,615,106,537
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	117,518,925,043
元本等合計	203,134,031,580
純資産合計	203,134,031,580
負債純資産合計	203,213,586,976

## (2) 注記表

## (重要な会計方針の注記)

項目	自 2025年2月28日 至 2025年8月27日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券は個別法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。</p>
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	<p>外貨建資産等の会計処理</p> <p>「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条に基づいて処理しております。</p>

## （貸借対照表に関する注記）

項 目	(2025年8月27日現在)
1. 当計算期間の末日における 受益権の総数	85,615,106,537口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 2.3726円 (1万口当たりの純資産額23,726円)

## （金融商品に関する注記）

## 金融商品の時価等に関する事項

項 目	(2025年8月27日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及 び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（国債証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する 事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

## （デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

## （その他の注記）

(2025年8月27日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	87,772,922,462円
同期中における追加設定元本額	7,186,650,959円
同期中における一部解約元本額	9,344,466,884円
2025年8月27日現在の元本の内訳	
三井住友・DC外国債券インデックスファンドS	30,095,118,131円
三井住友・DC年金バランス30（債券重点型）	1,079,084,317円
三井住友・DC年金バランス50（標準型）	2,878,042,740円
三井住友・DC年金バランス70（株式重点型）	1,806,184,485円
S M A M・グローバルバランスファンド（機動的資産配分型）	168,690,487円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2020（4資産タイプ）	5,470,071円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2025（4資産タイプ）	19,040,682円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2030（4資産タイプ）	60,938,316円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2035（4資産タイプ）	225,253,742円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2040（4資産タイプ）	198,101,000円

三井住友・DCターゲットイヤーファンド2045(4資産タイプ)	346,673,242円
三井住友・DC年金バランスゼロ(債券型)	15,994,201円
アセットアロケーション・ファンド(安定型)	66,960,590円
アセットアロケーション・ファンド(安定成長型)	116,822,940円
アセットアロケーション・ファンド(成長型)	72,771,658円
イオン・バランス戦略ファンド	77,563,311円
三井住友D S・DCターゲットイヤーファンド2050	78,669,004円
三井住友・資産最適化ファンド(1安定重視型)	454,092,091円
三井住友・資産最適化ファンド(2やや安定型)	290,928,394円
三井住友・資産最適化ファンド(3バランス型)	984,957,958円
三井住友・資産最適化ファンド(4やや成長型)	335,748,494円
三井住友・資産最適化ファンド(5成長重視型)	187,698,500円
三井住友・DCつみたてN I S A・世界分散ファンド	382,401,541円
三井住友D S・外国債券インデックス年金ファンド	1,845,942,647円
三井住友D S・年金バランス30(債券重点型)	54,024,849円
三井住友D S・年金バランス50(標準型)	202,039,396円
三井住友D S・年金バランス70(株式重点型)	146,614,418円
三井住友D S・DCターゲットイヤーファンド2060	22,011,713円
日興F W S・先進国債インデックス(為替ヘッジなし)	5,649,059,822円
三井住友D S・先進国債インデックス・ファンド	231,221,686円
三井住友D S・DCターゲットイヤーファンド2035	44,988,020円
三井住友D S・DCターゲットイヤーファンド2040	28,502,272円
三井住友D S・DCターゲットイヤーファンド2045	30,016,854円
三井住友D S・DCターゲットイヤーファンド2055	21,863,397円
三井住友D S・DCターゲットイヤーファンド2065	18,382,978円
三井住友D S・FW専用ポートフォリオ・レベル1(保守型)	2,676,442円
三井住友D S・FW専用ポートフォリオ・レベル2(安定型)	77,934,520円
三井住友D S・FW専用ポートフォリオ・レベル3(安定成長型)	332,891,360円
三井住友D S・FW専用ポートフォリオ・レベル4(成長型)	254,845,838円
三井住友D S・FW専用ポートフォリオ・レベル5(積極成長型)	67,584,965円
三井住友D S・バランスファンド(保守コース)	100,266円
三井住友D S・バランスファンド(安定コース)	136,046円
三井住友D S・バランスファンド(標準コース)	256,052円
三井住友D S・バランスファンド(成長コース)	377,759円
三井住友D S・DCターゲットイヤーファンド2070	216,283円
S M A M・年金外国債券パッシブ・ファンド<適格機関投資家限定>	7,903,915,033円
S M A M・バランスファンドV A安定成長型<適格機関投資家限定>	13,197,575円
S M A M・バランスファンドV A 2 5<適格機関投資家専用>	2,209,912,807円
S M A M・バランスファンドV A 3 7 . 5<適格機関投資家専用>	3,046,762,453円
S M A M・バランスファンドV A 5 0<適格機関投資家専用>	7,482,091,895円
S M A M・バランスファンドV L 3 0<適格機関投資家限定>	23,463,444円
S M A M・バランスファンドV L 5 0<適格機関投資家限定>	60,417,188円
S M A M・バランスファンドV A 7 5<適格機関投資家専用>	636,886,539円
S M A M・バランスファンドV L国際分散型<適格機関投資家限定>	89,546,171円
S M A M・インデックス・バランスV A 2 5<適格機関投資家専用>	711,793,367円
S M A M・インデックス・バランスV A 5 0<適格機関投資家専用>	1,097,298,371円
S M A M・バランスファンドV A 4 0<適格機関投資家専用>	981,257,500円
S M A M・バランスファンドV A 3 5<適格機関投資家専用>	2,834,383,454円

SMAM・外国債券パッシブファンドVA<適格機関投資家限定>	4,935,034,452円
三井住友・外国債券インデックスファンド・VAS(適格機関投資家専用)	252,988,465円
SMAM・グローバルバランス40VA<適格機関投資家限定>	82,817,720円
SMAM・アセットバランスファンドVA20A<適格機関投資家専用>	40,115,108円
SMAM・アセットバランスファンドVA35A<適格機関投資家専用>	18,444,413円
SMAM・アセットバランスファンドVA50A<適格機関投資家専用>	12,253,626円
SMAM・アセットバランスファンドVA20L<適格機関投資家専用>	46,111,372円
SMAM・アセットバランスファンドVA25L<適格機関投資家専用>	269,028,781円
SMAM・アセットバランスファンドVA20A2<適格機関投資家専用>	48,201,833円
SMAM・アセットバランスファンドVA35A2<適格機関投資家専用>	27,347,281円
SMAM・アセットバランスファンドVA50A2<適格機関投資家専用>	5,515,115円
SMAM・アセットバランスファンドVA25L2<適格機関投資家専用>	598,759,508円
SMAM・グローバルバランスファンド(標準型)VA<適格機関投資家限定>	383,495,069円
SMAM・グローバルバランスファンド(債券重視型)VA<適格機関投資家限定>	462,420,682円
SMAM・世界バランスファンドVA<適格機関投資家限定>	187,983,977円
SMAM・世界バランスファンドVA2<適格機関投資家限定>	151,496,529円
SMAM・年金Wリスクコントロールファンド<適格機関投資家限定>	179,838,594円
SMAM・マルチアセットストラテジーファンド2016-04<適格機関投資家限定>	96,650,895円
SMAM・マルチアセットストラテジー・オープン<適格機関投資家限定>	149,404,756円
SMAM・マルチアセット・ダイナミックアロケーション・ストラテジー・ファンド<適格機関投資家限定>	1,345,905,784円
SMDAM・年金Wリスクコントロールファンド(リスク3%)<適格機関投資家限定>	251,473,302円
合計	85,615,106,537円

## 米ドル建て新興国債インデックス・マザーファンド

## (1) 貸借対照表

(単位:円)

(2025年8月27日現在)

資産の部	
流動資産	
預金	277,911,410
金銭信託	232,921
コール・ローン	33,004,004
国債証券	12,131,609,101
未收利息	137,965,639
前払費用	13,182,558
流動資産合計	12,593,905,633
資産合計	12,593,905,633
負債の部	
流動負債	
流動負債合計	-
負債合計	-
純資産の部	
元本等	
元本	10,805,553,566

剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）		1,788,352,067
元本等合計		12,593,905,633
純資産合計		12,593,905,633
負債純資産合計		12,593,905,633

## (2) 注記表

## (重要な会計方針の注記)

項目	自 2025年2月28日 至 2025年8月27日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券は個別法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。</p>
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	<p>外貨建資産等の会計処理</p> <p>「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条に基づいて処理しております。</p>

## (貸借対照表に関する注記)

項目	(2025年8月27日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	10,805,553,566口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.1655円 (1万口当たりの純資産額11,655円)

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の時価等に関する事項

項目	(2025年8月27日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（国債証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。

	<p>(2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引)</p> <p>デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等</p> <p>これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。</p>

## (デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

## (その他の注記)

(2025年8月27日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	9,722,256,818円
同期中における追加設定元本額	1,623,334,301円
同期中における一部解約元本額	540,037,553円
2025年8月27日現在の元本の内訳	
日興FWS・新興国債インデックス(為替ヘッジあり)	279,126,409円
日興FWS・新興国債インデックス(為替ヘッジなし)	8,984,958,673円
三井住友DS・新興国債インデックス・ファンド	142,871,200円
アセットアロケーション・ファンド(安定型)	108,722,669円
アセットアロケーション・ファンド(安定成長型)	323,842,277円
アセットアロケーション・ファンド(成長型)	214,915,619円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2050	93,391,265円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2060	26,162,798円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2035	54,145,553円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2040	33,959,605円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2045	35,396,466円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2055	25,910,325円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2065	21,956,638円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル1(保守型)	205,373円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル2(安定型)	20,260,573円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル3(安定成長型)	152,432,026円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル4(成長型)	197,240,511円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル5(積極成長型)	86,031,211円
三井住友DS・バランスファンド(保守コース)	296,601円
三井住友DS・バランスファンド(安定コース)	758,856円
三井住友DS・バランスファンド(標準コース)	1,118,485円
三井住友DS・バランスファンド(成長コース)	1,590,429円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2070	260,004円
合計	10,805,553,566円

## 4【委託会社等の概況】

## (1)【資本金の額】

資本金の額および株式数

2025年9月30日現在

資本金の額	20億円
会社が発行する株式の総数	60,000,000株
発行済株式総数	33,870,060株

最近5年間における資本金の額の増減  
該当ありません。

## (2)【事業の内容及び営業の状況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として投資運用業および投資助言業務を行っています。また、「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務を行っています。

2025年9月30日現在、委託会社が運用を行っている投資信託(親投資信託は除きます)は、以下の通りです。

	本数(本)	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	652	14,535,591
単位型株式投資信託	68	617,998
追加型公社債投資信託	1	23,276
単位型公社債投資信託	119	175,000
合計	840	15,351,866

## (3)【その他】

イ 定款の変更、その他の重要事項

(イ) 定款の変更

該当ありません。

(ロ) その他の重要事項

該当ありません。

ロ 訴訟事件その他会社に重要な影響を与えることが予想される事実

該当ありません。

## 5【委託会社等の経理状況】

- 1 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
- 2 当社は、当事業年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで）の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。

## (1)【貸借対照表】

		(単位：千円)	
		前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
資産の部			
流動資産			
現金及び預金		66,540,261	52,028,017
金銭の信託		23,435,831	31,752,052
顧客分別金信託		300,051	500,353
前払費用		583,635	644,114
未収入金		193,837	250,860
未収委託者報酬		14,480,419	15,384,824
未収運用受託報酬		3,342,186	4,912,858
未収投資助言報酬		406,420	292,775
未収収益		84,166	79,998
未収還付法人税等		-	125,792
その他の流動資産		43,391	134,288
流動資産合計		109,410,202	106,105,936
固定資産			
有形固定資産	1		
建物		1,265,924	1,157,214
器具備品		516,485	471,243
土地		710	710
リース資産		1,782	-
有形固定資産合計		1,784,901	1,629,168
無形固定資産			
ソフトウェア		2,606,617	2,074,805
ソフトウェア仮勘定		101,101	511,487
のれん		2,740,868	2,436,327
顧客関連資産		9,332,065	7,218,790
電話加入権		12,706	12,706
商標権		30	24
無形固定資産合計		14,793,389	12,254,141
投資その他の資産			
投資有価証券		9,976,957	9,257,612
関係会社株式		1,927,221	1,740,365
長期差入保証金		1,361,654	1,360,241
長期前払費用		44,009	75,691
会員権		90,479	90,479
繰延税金資産		716,093	942,908
貸倒引当金		20,750	20,750
投資その他の資産合計		14,095,666	13,446,548
固定資産合計		30,673,957	27,329,857

資産合計	140,084,160	133,435,793
------	-------------	-------------

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
リース債務	1,960	-
顧客からの預り金	21,728	51,505
その他の預り金	166,944	172,482
未払金		
未払収益分配金	1,927	1,974
未払償還金	1,253	1,253
未払手数料	6,580,971	6,763,424
その他未払金	642,514	161,092
未払費用	7,405,559	7,518,259
未払消費税等	937,155	1,255,374
未払法人税等	5,104,541	503,871
賞与引当金	2,854,060	3,393,355
その他の流動負債	17,443	34,270
流動負債合計	23,736,060	19,856,864
固定負債		
退職給付引当金	4,941,989	4,542,870
固定負債合計	4,941,989	4,542,870
負債合計	28,678,050	24,399,734
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金		
資本準備金	8,628,984	8,628,984
その他資本剰余金	73,466,962	73,466,962
資本剰余金合計	82,095,946	82,095,946
利益剰余金		
利益準備金	284,245	284,245
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	27,075,963	24,744,514
利益剰余金合計	27,360,208	25,028,759
株主資本計	111,456,155	109,124,705
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	50,045	88,646
評価・換算差額等合計	50,045	88,646
純資産合計	111,406,109	109,036,059
負債・純資産合計	140,084,160	133,435,793

## (2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	69,953,226	78,891,124

運用受託報酬	11,147,187	13,102,509
投資助言報酬	1,302,916	1,360,859
その他営業収益		
サービス支援手数料	319,553	400,872
その他	8,758	10,391
営業収益計	82,731,642	93,765,757
営業費用		
支払手数料	32,014,851	35,223,731
広告宣伝費	320,694	335,877
調査費		
調査費	4,637,211	5,327,087
委託調査費	12,412,033	14,077,571
営業雑経費		
通信費	56,291	51,489
印刷費	457,187	421,006
協会費	38,305	44,372
諸会費	30,484	42,328
情報機器関連費	5,268,275	5,313,187
販売促進費	31,339	44,315
その他	253,344	410,566
営業費用合計	55,520,019	61,291,534
一般管理費		
給料		
役員報酬	232,329	223,068
給料・手当	8,043,456	8,380,787
賞与	1,073,375	1,098,999
賞与引当金繰入額	2,854,060	3,379,790
交際費	57,134	54,024
寄付金	26,400	24,878
事務委託費	2,022,734	2,225,175
旅費交通費	166,596	242,135
租税公課	600,468	413,678
不動産賃借料	1,249,392	1,225,686
退職給付費用	712,228	803,656
固定資産減価償却費	3,281,572	3,349,674
のれん償却費	304,540	304,540
諸経費	215,455	356,081
一般管理費合計	20,839,745	22,082,177
営業利益	6,371,877	10,392,045

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
	(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
営業外収益		
受取配当金	11,021,392	388,907
受取利息	2,840	46,258
金銭の信託運用益	199,056	-
時効成立分配金・償還金	461	506
原稿・講演料	2,143	2,440
投資有価証券償還益	5,384	115
投資有価証券売却益	12,261	826
投資事業組合運用益	-	36,683

為替差益		-	75,948
不動産賃貸料		108,505	117,054
雑収入		20,632	41,618
営業外収益合計		11,372,678	710,359
営業外費用			
金銭の信託運用損		-	88,979
投資有価証券償還損		10,829	137,207
投資有価証券売却損		48,575	93
投資事業組合運用損		-	56,719
為替差損		4,701	-
雑損失		-	4,818
営業外費用合計		64,106	287,820
経常利益		17,680,450	10,814,585
特別利益			
子会社株式売却益	1	14,096,622	672,682
特別利益合計		14,096,622	672,682
特別損失			
固定資産除却損	2	12,385	76,933
固定資産売却損		-	204
投資有価証券評価損		-	3,191
特別損失合計		12,385	80,328
税引前当期純利益		31,764,687	11,406,939
法人税、住民税及び事業税		7,802,794	3,062,795
法人税等調整額		1,314,394	162,825
法人税等合計		6,488,400	2,899,969
当期純利益		25,276,287	8,506,969

## ( 3 ) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金
当期首残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	3,391,568
当期変動額						
剰余金の配当						1,591,892
当期純利益						25,276,287
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）						
当期変動額合計	-	-	-	-	-	23,684,394
当期末残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	27,075,963

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計				

当期首残高	3,675,814	87,771,760	142,558	142,558	87,629,201
当期変動額					
剰余金の配当	1,591,892	1,591,892			1,591,892
当期純利益	25,276,287	25,276,287			25,276,287
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）			92,513	92,513	92,513
当期変動額合計	23,684,394	23,684,394	92,513	92,513	23,776,908
当期末残高	27,360,208	111,456,155	50,045	50,045	111,406,109

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金
当期首残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	27,075,963
当期変動額						
剰余金の配当						10,838,419
当期純利益						8,506,969
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）						
当期変動額合計	-	-	-	-	-	2,331,449
当期末残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	24,744,514

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	27,360,208	111,456,155	50,045	50,045	111,406,109
当期変動額					
剰余金の配当	10,838,419	10,838,419			10,838,419
当期純利益	8,506,969	8,506,969			8,506,969
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）			38,600	38,600	38,600
当期変動額合計	2,331,449	2,331,449	38,600	38,600	2,370,050
当期末残高	25,028,759	109,124,705	88,646	88,646	109,036,059

## [注記事項]

### (重要な会計方針)

#### 1. 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外

決算日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法  
 投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）  
 組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

## (2) 金銭の信託

運用目的の金銭の信託：時価法

## 2. 固定資産の減価償却の方法

## (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。但し、建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	8～30年
器具備品	4～15年

## (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

のれん	14年
顧客関連資産	6～19年
ソフトウェア（自社利用分）	5年

## (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

## 3. 引当金の計上基準

## (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

## (2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。

## (3) 退職給付引当金

従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時において一時に費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時において一時に費用処理しております。

## 4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

## (1) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

## (2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約に基づき、主に契約期間内の月末純資産平均価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は対象口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

## (3) 投資助言報酬

投資助言報酬は、対象顧客との投資助言契約に基づき、主に契約期間内の月末純資産平均価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は対象口座の助言期間にわたり収益として認識しております。

## (表示方法の変更)

前事業年度において、「営業外収益」の「雑収入」に含めていた「不動産賃貸料」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の「営業外収益」の「雑収入」に表示していた129,137千円は、「不動産賃貸料」108,505千円、「雑収入」20,632千円として組み替えております。

## (未適用の会計基準等)

## 1. リースに関する会計基準等

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)

## (1)概要

国際的な会計基準と同様に、借手の全てのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるものであります。

## (2)適用予定日

2028年3月期の期首から適用予定であります。

## (3)当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

## 2. 金融商品会計に関する実務指針

- ・「金融商品会計に関する実務指針」(改正移管指針第9号 2025年3月11日 企業会計基準委員会)

## (1)概要

企業会計基準委員会において、ベンチャーキャピタルファンドに相当する組合等の構成資産である市場価格のない株式を中心とする範囲に限定し、保有するベンチャーキャピタルファンドの出資持分に係る会計上の取扱いを改正しております。

## (2)適用予定日

2027年3月期の期首から適用予定であります。

## (3)当該会計基準の適用による影響

「金融商品会計に関する実務指針」の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

## (貸借対照表関係)

## 1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
建物	397,568千円	470,078千円
器具備品	1,493,885千円	1,594,310千円
リース資産	9,824千円	- 千円

## 2 当座借越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座借越契約を締結しております。当座借越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
当座借越極度額の総額	10,000,000千円	10,000,000千円
借入実行残高	- 千円	- 千円
差引額	10,000,000千円	10,000,000千円

## (損益計算書関係)

## 1 子会社株式売却益

前事業年度において、日興グローバルラップ株式会社の株式を譲渡したことによる売却益を計上しております。

当事業年度において、Sumitomo Mitsui DS Asset Management (USA) Inc.の株式を譲渡したことによる売却益を計上しております。

## 2 固定資産除却損

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
建物	9,039千円	74,175千円
器具備品	2,987千円	2,757千円
ソフトウェア	358千円	-千円

## (株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

## 1. 発行済株式数に関する事項

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	33,870,060株	-	-	33,870,060株

## 2. 剰余金の配当に関する事項

## 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月28日 定時株主総会	普通株式	1,591,892	47.00	2023年 3月31日	2023年 6月29日

## 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月26日 定時株主総会	普通株式	10,838,419	320.00	2024年 3月31日	2024年 6月27日

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

## 1. 発行済株式数に関する事項

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	33,870,060株	-	-	33,870,060株

## 2. 剰余金の配当に関する事項

## 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月26日 定時株主総会	普通株式	10,838,419	320.00	2024年 3月31日	2024年 6月27日

## 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年6月24日 定時株主総会	普通株式	4,674,068	138.00	2025年 3月31日	2025年 6月25日

## (リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
1年以内	1,161,545	1,129,463
1年超	-	4,517,068
合計	1,161,545	5,646,531

## (金融商品関係)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

## (1)金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融サービス事業を行っており、当社が設定する投資信託の事業推進等を目的として、直接または特定金外信託を通じて当該投資信託を保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、資金運用については、短期的で安全性の高い金融資産に限定し、財務体質の健全性、安全性、流動性の確保を第一とし、顧客利益に反しない運用を行っています。

また、資金調達は行っていません。

### (2)金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されています。未収委託者報酬は、信託財産中から支弁されるものであり、信託財産については受託者である信託銀行において分別管理されているため、リスクは僅少となっています。

金銭の信託及び投資有価証券については、主に事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等であり、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されています。関係会社株式については、主に全額出資の子会社の株式であり、発行体の信用リスクに晒されています。

営業債務である未払手数料は、すべて1年以内の支払期日であります。

### (3)金融商品に係るリスク管理体制

#### 信用リスクの管理

当社は、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、営業債権について取引先毎の期日管理及び残高管理を行うとともに、その状況について取締役会に報告しています。

金銭の信託、投資有価証券及び子会社株式は発行体の信用リスクについて、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、定期的に管理を行い、その状況について取締役会に報告しています。

#### 市場リスクの管理

金銭の信託及び投資有価証券については、自己勘定資産の運用・管理に関する規程に従い、各所管部においては所管する有価証券について管理を、経営企画部においては総合的なリスク管理を行い、定期的に時価を把握しています。また、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、その状況について取締役会に報告しています。

なお、事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等については、純資産額に対する保有制限を設けており、また、自社設定投信等の取得・処分に関する規則に従い、定期的に取締役会において報告し、投資家の資金性格、金額、及び投資家数等の状況から検討した結果、目的が達成されたと判断した場合には速やかに処分することとしています。

また、特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、市場価格の変動リスクについて為替予約、株価指数先物、債券先物、スワップ取引などのデリバティブ取引により一部リスクヘッジしております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

当事業年度における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のないものは、次表には含まれておりません（（注1）参照）。また、現金及び預金、顧客分別金信託、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、顧客からの預り金、未払金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似することから、注記を省略しております。

前事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)金銭の信託	23,435,831	23,435,831	-
(2)投資有価証券 その他有価証券	9,292,678	9,292,678	-
資産計	32,728,510	32,728,510	-

当事業年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)金銭の信託	31,752,052	31,752,052	-
(2)投資有価証券 その他有価証券	7,659,105	7,659,105	-
資産計	39,411,157	39,411,157	-

(注1)市場価格のない金融商品の貸借対照表計上額

（単位：千円）

区分	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)

その他有価証券		
(1)非上場株式	40,370	40,367
(2)組合出資金等	643,909	1,558,139
合計	684,279	1,598,506
子会社株式及び関連会社株式		
非上場株式	1,927,221	1,740,365
合計	1,927,221	1,740,365

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。なお、時価算定会計基準適用指針27-3項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る「金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項」については記載しておりません。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1)金銭の信託	-	23,435,831	-	23,435,831
(2)投資有価証券 その他有価証券	-	9,292,678	-	9,292,678
資産計	-	32,728,510	-	32,728,510

当事業年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1)金銭の信託	-	31,752,052	-	31,752,052
(2)投資有価証券 その他有価証券	-	7,659,105	-	7,659,105
資産計	-	39,411,157	-	39,411,157

時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

#### (1) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引は、取引相手先金融機関より提示された価格によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### (2) 投資有価証券 その他有価証券

投資有価証券は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、公表されている基準価額又は取引金融機関から提示された価格により評価しております。

(有価証券関係)

#### 1. 子会社株式及び関連会社株式

前事業年度（2024年3月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額 関係会社株式1,927,221千円）は、市場価格がないことから、記載しておりません。

当事業年度（2025年3月31日）

子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額 関係会社株式1,740,365千円）は、市場価格がないことから、記載しておりません。

#### 2. その他有価証券

前事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
----	----------	------	----

(1)貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	3,489,939	3,297,367	192,572
小計	3,489,939	3,297,367	192,572
(2)貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	5,802,739	6,025,562	222,822
小計	5,802,739	6,025,562	222,822
合計	9,292,678	9,322,929	30,250

(注)非上場株式等（貸借対照表計上額 684,279千円）については、市場価格がないことから、記載しておりません。

当事業年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1)貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	708,609	686,216	22,393
小計	708,609	686,216	22,393
(2)貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	6,950,495	7,083,155	132,659
小計	6,950,495	7,083,155	132,659
合計	7,659,105	7,769,371	110,265

(注)非上場株式等（貸借対照表計上額 1,598,506千円）については、市場価格がないことから、記載しておりません。

上記の表中にある「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。当事業年度において、その他有価証券に含まれる株式について3,191千円減損処理を行っております。

### 3. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：千円）

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
801,686	12,261	48,575

（単位：千円）

償還額	償還益の合計額	償還損の合計額
217,908	5,384	10,829

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：千円）

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
10,732	826	93

（単位：千円）

償還額	償還益の合計額	償還損の合計額
1,791,952	115	137,207

### 4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、減損処理を行った有価証券はありません。

当事業年度において、投資有価証券について3,191千円（その他有価証券3,191千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30%以上50%未満下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(退職給付関係)

#### 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

#### 2. 確定給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（単位：千円）

	前事業年度 （自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）	当事業年度 （自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）
退職給付債務の期首残高	5,027,832	4,941,989
勤務費用	423,516	430,325

利息費用	11,432	21,674
数理計算上の差異の発生額	34,405	153,045
退職給付の支払額	466,321	698,074
過去勤務費用の発生額	20,064	-
退職給付債務の期末残高	4,941,989	4,542,870

## (2)退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	4,941,989	4,542,870
未認識数理計算上の差異	-	-
未認識過去勤務費用	-	-
退職給付引当金	4,941,989	4,542,870

## (3)退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
勤務費用	423,516	430,325
利息費用	11,432	21,674
数理計算上の差異の費用処理額	34,405	153,045
過去勤務費用の費用処理額	20,064	-
その他	67,197	224,756
確定給付制度に係る退職給付費用	447,675	523,711

(注) その他は、その他の関係会社等からの出向者の年金掛金負担分及び退職給付引当額相当額負担分、退職定年制度適用による割増退職金であります。

## (4)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表わしております。）

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
割引率	0.440%	1.160%

## 3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度264,552千円、当事業年度279,945千円であります。

## (税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
繰延税金資産		
退職給付引当金	1,513,237	1,431,912
賞与引当金	873,913	1,039,045
調査費	558,908	439,517
未払金	176,993	128,135
未払事業税	365,090	13,007
ソフトウェア償却	101,113	110,261
子会社株式評価損	114,876	50,907
その他有価証券評価差額金	109,942	47,871
その他	18,064	22,468
繰延税金資産小計	3,832,139	3,283,127
評価性引当額	198,503	62,724
繰延税金資産合計	3,633,635	3,220,403

## 繰延税金負債

無形固定資産	2,857,478	2,270,365
その他有価証券評価差額金	60,063	7,129
繰延税金負債合計	2,917,542	2,277,494
繰延税金資産（負債）の純額	716,093	942,908

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除	-	3.8
受取配当等永久に益金に算入されない項目	10.6	0.9
評価性引当額の増減	-	0.9
外国税額控除	-	0.3
のれん償却費	0.2	0.8
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1	0.2
その他	0.0	0.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	20.4	25.4

3. 法人税等の税率の変更等による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が令和7年3月31日に公布され、令和8年4月1日以後に開始する事業年度から防衛特別法人税が新設されることとなり、令和8年4月1日以後に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の30.6%から31.5%となります。

これに伴い、当事業年度の繰延税金資産(繰延税金負債を控除した金額)は純額で15,076千円減少し、その他有価証券評価差額金は1,165千円、法人税等調整額は16,241千円増加し、当期純利益は16,241千円減少しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「セグメント情報等」注記に記載のとおりであります。

(セグメント情報等)

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

(1)製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への営業収益	69,953,226	11,147,187	1,302,916	328,311	82,731,642

(2)地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

## 3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

## 4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

## 5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年4月1日 至2025年3月31日)

## 1. セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

## 2. 関連情報

## (1)製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への営業収益	78,891,124	13,102,509	1,360,859	411,264	93,765,757

## (2)地域ごとの情報

## 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

## 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

## (3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

## 3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

## 4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

## 5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

## (関連当事者情報)

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

## 1. 関連当事者との取引

## (1)兄弟会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金、出資金又は基金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の子会社	㈱三井住友銀行	東京都千代田区	1,770,996,505	銀行業	- %	投信の販売委託役員の兼任	委託販売手数料	6,642,605	未払手数料	1,630,250
親会社の子会社	SMBC日興証券(株)	東京都千代田区	135,000,000	証券業	- %	投信の販売委託役員の兼任	委託販売手数料	6,960,278	未払手数料	1,200,878

## (注)取引条件及び取引条件の決定方針等

投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

## 2. 親会社に関する注記

(単位:千円)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金、出資金又は基金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	㈱三井住友フィナンシャルグループ	東京都千代田区	2,344,038,000	銀行業	50.1%	持株会社	子会社株式の売却(売却価格)	24,000,000	-	-
							子会社株式売却益	14,096,622		

(注) 子会社株式の売却及び子会社株式売却益

取引価額については、企業価値を勘案し、両社協議のうえ合理的に決定しております。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

## 1. 関連当事者との取引

## (1) 兄弟会社等

(単位:千円)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金、出資金又は基金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の 子会社	㈱三井住友銀行	東京都千代田区	1,770,996,505	銀行業	- %	投信の販売委託	委託販売手数料	8,327,979	未払手数料	2,117,600
親会社の 子会社	SMBC日興証券(株)	東京都千代田区	135,000,000	証券業	- %	投信の販売委託	委託販売手数料	7,176,048	未払手数料	1,490,173
親会社の 子会社	SMBC Americas Holdings, Inc.	アメリカ合衆国デラウェア州ウィルミントン市	米ドル 3,010.50	銀行業(銀行持株会社)	-	-	子会社株式の売却(売却価格)	773,585	-	-
							子会社株式売却益	672,682		

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

子会社株式の売却及び子会社株式売却益

取引価額については、企業価値を勘案し、両社協議のうえ合理的に決定しております。

## (1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1株当たり純資産額	3,289.22円	3,219.24円
1株当たり当期純利益	746.27円	251.16円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1株当たり当期純利益		
当期純利益(千円)	25,276,287	8,506,969
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	25,276,287	8,506,969
期中平均株式数(株)	33,870,060	33,870,060

**独立監査人の監査報告書**

2025年6月13日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

佐藤 栄 裕

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

深井 康 治

**監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友DSアセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第40期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友DSアセットマネジメント株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

**監査意見の根拠**

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**その他の記載内容**

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

**財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

**財務諸表監査における監査人の責任**

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。  
2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年11月12日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

## 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第11項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三井住友DS・バランスファンド(保守コース)の2025年2月28日から2025年8月27日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三井住友DS・バランスファンド(保守コース)の2025年8月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間(2025年2月28日から2025年8月27日まで)の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付

ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。  
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年11月12日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

## 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第11項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三井住友DS・バランスファンド(安定コース)の2025年2月28日から2025年8月27日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三井住友DS・バランスファンド(安定コース)の2025年8月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間(2025年2月28日から2025年8月27日まで)の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業を前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業を前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付

ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。  
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年11月12日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

## 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第11項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三井住友DS・バランスファンド（標準コース）の2025年2月28日から2025年8月27日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三井住友DS・バランスファンド（標準コース）の2025年8月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年2月28日から2025年8月27日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付

ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。  
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年11月12日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

## 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第11項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三井住友DS・バランスファンド(成長コース)の2025年2月28日から2025年8月27日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三井住友DS・バランスファンド(成長コース)の2025年8月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間(2025年2月28日から2025年8月27日まで)の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付

ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。  
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年11月12日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

## 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第11項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三井住友DS・バランスファンド(積極コース)の2025年2月28日から2025年8月27日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三井住友DS・バランスファンド(積極コース)の2025年8月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間(2025年2月28日から2025年8月27日まで)の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付

ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。  
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。